



座間味村第四次総合計画

平成 24 年度 ~ 33 年度

村民が住み心地のいい村、観光客がまた訪れたくなる村づくり



平成 24 年 4 月
座間味村

はじめに



本村では、「自然にやさしいムラづくり」を将来像として掲げ、平成8年に第二次総合計画を策定し、平成13年には、地域環境の保全、創造、地域資源活用による自立的な産業振興が重要であると考え、「自然にやさしく、自然を活かす島づくり～アクティブ・エコロジー・アイランド」を基本とし、第三次総合計画を推進してまいりました。

その結果、生活基盤、環境保全を中心に各種の基盤整備等、相応の成果を挙げ、平成17年11月に慶良間海域の一部がラムサール条約に登録されるという成果も得ました。

本村は一村三島という特殊な事情を抱えており、また、社会情勢の変化により、住民ニーズの多様化、地方分権、少子高齢化、さらに離島であることから住民の経済的負担が課題となっています。国・地方を通じた厳しい行財政状況も含め、村を取り巻く環境は大きくかつ急激に変化しています。

これらの社会情勢も踏まえつつ、第三次総合計画から引き続き、これらの課題に対応しなければなりません。

本計画は、平成24年度から平成33年度までの10年間を計画期間とし、「村民が住み心地のいい村、観光客がまた訪れたい村」を将来像として、豊かな地域資源が永遠にまもられ、人と環境が共生する『楽園』の島を目指し、「ひとづくり」、「産業の振興」、「くらしを守る」、「環境の保全」の4つの基本方針で構成しております。

本計画のもと、より成果を重視し、開かれた村政を推進するために、村民と行政の協働により、村民一人ひとりが主役となり、主体的に参画して村づくりを進めていくことが重要です。今後とも一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本総合計画策定にあたり、座間味村総合計画審議会委員、村議会議員、各種団体関係者各位に心から感謝とお礼を申し上げます。

平成24年 4 月

座間味村村長 宮里 哲

ひとづくり

自分たちの村のことは自分たちで決定する地域の実現のため、村民同士の交流を活性化し、一人ひとりが村づくりに参加できるような村を目指します。

写真:成人式 海御願 野球大会



産業の振興

観光推進体制を強化すると同時に、観光とリンクした農水産業の振興で、次の世代に引き継ぐことのできる観光地づくりを行います。

写真:サバニ帆漕レース 特産品
産業祭りで受賞した農産品



くらしを守る

お年寄りや障害をもつ人、子どもたちが安心して暮らせる離島本来のやさしさを生かしながら、“島ちゃび”を克服し、災害に強い村をつくれます。

写真：消防団 お年寄りの一泊旅行
給食時間の子どもたち



環境の保全

“貴重な自然を子どもたちに引き継ぐ”という座間味村民の役割を自覚し、自然と人の暮らしが共生する村づくりを進めます。

写真：ラムサール条約登録エリア
花いっぱい運動 座間味ダム



目 次

基本構想	7
1 総合計画の構成	
(1) 総合計画とは	8
(2) 第四次総合計画の構成	8
(3) 体系図	9
2 座間味村の将来像	
(1) 村の基本理念	10
(2) 村づくりの基調	10
(3) 村の将来像	11
(4) 村の目標	12
(5) 村づくりの基本方針	13
(6) 村づくりの体系	14
3 座間味村の基本方針	
(1) ひとづくり ～郷土愛あふれ、人の力が生きる村づくり～ ...	15
(2) 産業の振興 ～若者に仕事を！希望にあふれる村づくり～ ...	15
(3) 暮らしを守る ～支え合うやすらぎの村づくり～ ...	16
(4) 環境の保全 ～美しい自然と生活が共生する村づくり～ ...	16
基本計画	17
1 座間味村の将来の人口及び観光客数	18
(1) 人口動向及び観光客の推移	19
(2) 将来人口及び観光客数の目標設定	20
2 土地利用及び海域利用	21
(1) 土地利用に関する基本的な考え方	21
(2) 海域利用に関する基本的な考え方	22
3 施策の方向性	24
ひとづくり	24
産業の振興	35
暮らしを守る	47
環境の保全	59
参考資料	66

基本構想

1 総合計画の構成

(1) 総合計画とは

総合計画とは、これまで、地方自治法第2条第4項に基づき、市町村が議会の議決を経て策定する各自治体の最も上位に位置づけられる計画とされてきました。

平成23年5月の地方分権改革推進計画に基づき、同条同項が削除される法改正があり、策定に関する義務は撤廃されておりますが、本村にとって、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想たる「道しるべ」は、必要であります。

そのことから、役場若手職員を中心に手作りの第四次総合計画を策定することとしました。また、村民各界各層のご意見を広く聴取する観点から、審議会への諮問も行ってあります。さらに、村議会での審議をいただくために、平成23年第4回定例会において、村議会で議決するため独自の根拠条例も制定しております。

地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例 (趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件について定めるものとする。 (議決事件の指定) 第2条 議会の議決すべき事件は、 座間味村の総合計画の策定、変更又は廃止に関すること とする。 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例

(2) 第四次総合計画の構成

① 構成

第四次総合計画は、「基本構想」と「基本計画」で構成されます。

② 期間

平成24年4月から平成34年3月までの10年間です。
(平成24年度～平成33年度)

③ これまでの総合計画

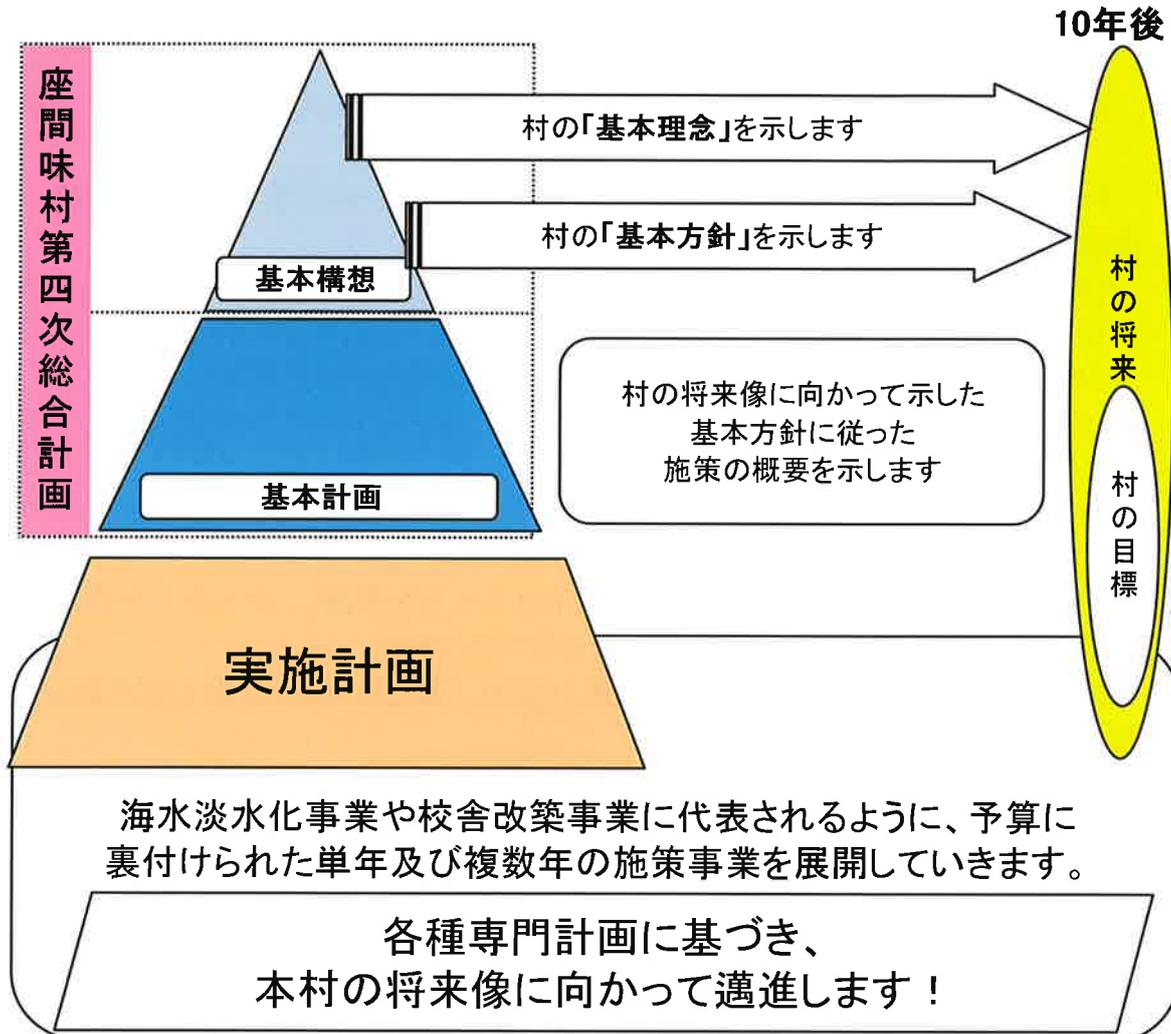
名称	期間	理念と将来像	サブタイトル等
第一次総合計画	S53～	①美しい、豊かな自然をまもること ②生活、生産基盤の確立 ③島の将来を島民の手で握ること	①自然保全の原則 ②基盤確立の原則 ③島民自治の原則
第二次総合計画	H8～H17	自然にやさしいムラづくり	平和で活力に満ち 自然と共生するムラ
第三次総合計画	H13～H22	自然にやさしく、自然を活かす島づくり	アクティブ・エコロジー・ アイランド
第四次総合計画	H24～H33		

④ 各種計画との整合

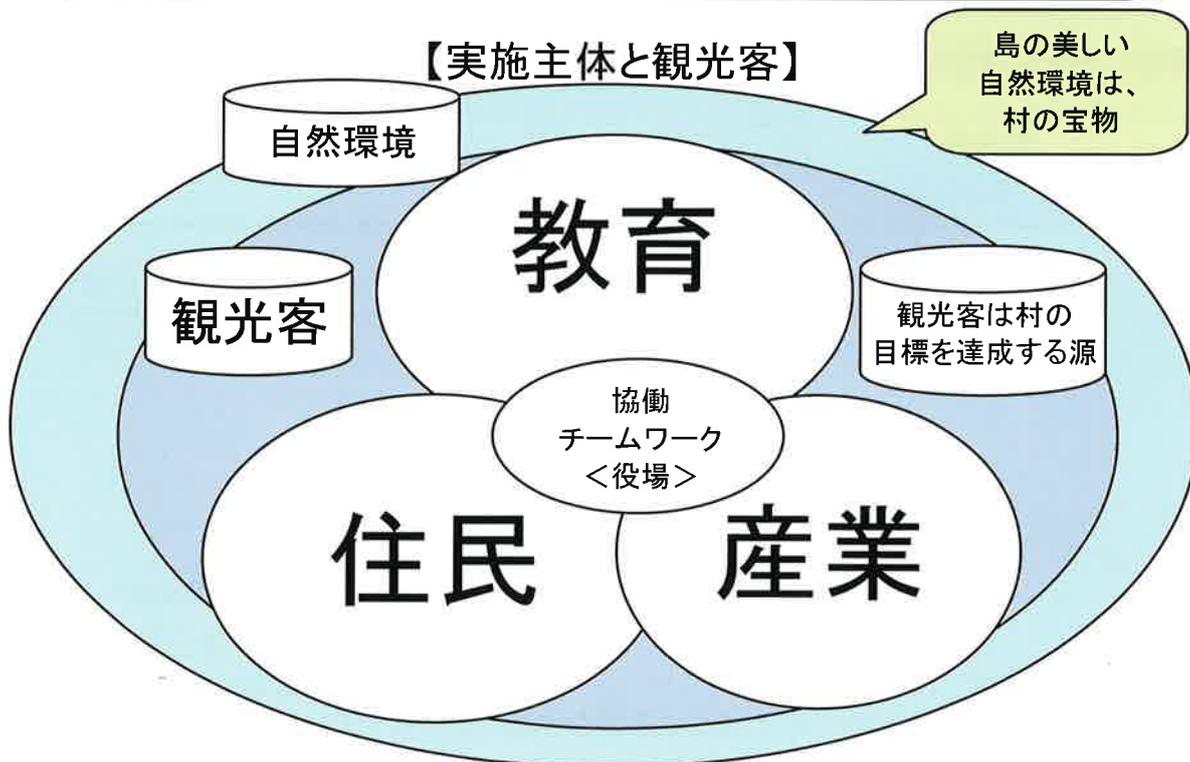
本村には、「過疎地域自立促進計画」、「地域防災計画」、「座間味村こどもプラン」、「座間味村第三期老人保健福祉計画」など、各部門の専門的な計画が存在します。今後、これらが新たに策定される場合、この第四次総合計画が示す「基本理念」等に整合した計画とならなければなりません。

(3) 体系図

【体系図】



【実施主体と観光客】



2 座間味村の将来像

(1) 村の基本理念

私たちの村は、明治41年の村政誕生以来先人の知恵とたゆまぬ努力、そして時代への優れた適応能力により発展してきました。

その村づくりの根底に流れるものは、離島のハンディキャップを克服する気概と、進取の気性に富む村民性であります。

これまでの幾多の試練を乗り越えて、水産業や観光業で沖縄県をリードしてきた本村ですが、近年村を取り巻く環境は、少子高齢化、景気低迷に伴う観光客の減少、自然環境問題等さらに厳しい課題を抱えていると言わざるを得ません。

このような、山積する課題を解決するためには、先人に学び、さらに進化したアイデアと創意工夫で村民一丸となる必要があります。

これまで、私たちは、美しい自然環境を守り、教育に力を入れ、観光産業と調和のとれた住みよい村づくりを目指してきました。

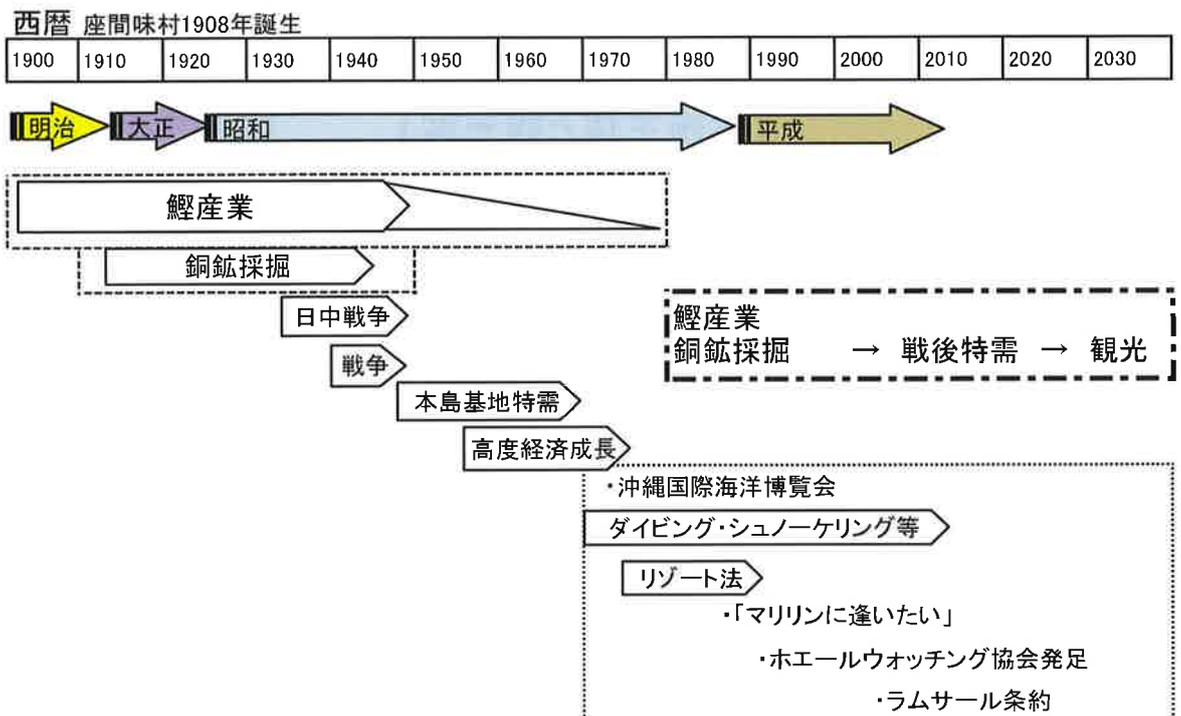
今後も、村民一人ひとりが、村づくりの主役として力を発揮し、全ての人が心地よい協働参画を目指す村づくりを行っていく必要があります。

村づくりの主役は、「ひと」であり、「産業」であり、「暮らし」であり、何よりも「美しい環境」です。



(2) 村づくりの基調

本村は、100年を超える歴史の中で、産業構造にリンクした村づくりを行ってきました。



近年、ダイビングやシュノーケリング、シーカヤックなど、マリンスポーツを中心に多くの観光客が訪れる島であり、また、冬場のホエールウォッチングにも、多くのウォッチャーが訪れています。

(3) 村の将来像

昭和53年から策定した座間味村総合計画が第一次、第二次及び第三次と続く中、一貫して村の将来像に登場するキーワードは、「自然」であります。

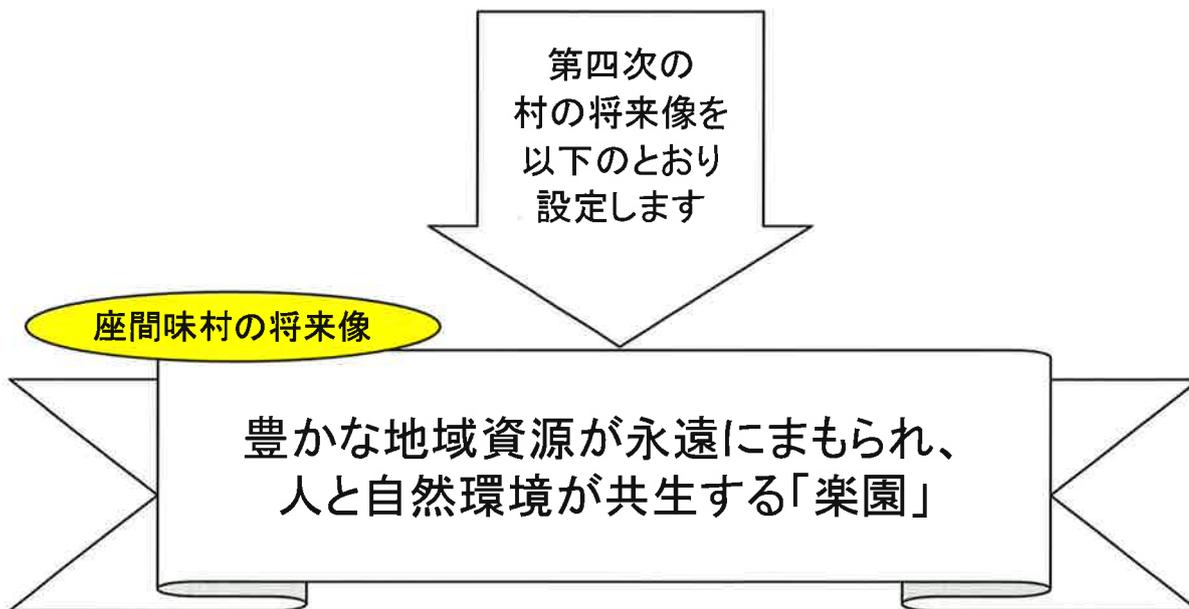
- 第一次 ⇒美しい、豊かな自然をまもること
- 第二次 ⇒自然にやさしいムラづくり
- 第三次 ⇒自然にやさしく、自然を活かす島づくり

私たちは、この座間味村の美しい自然環境を未来永劫、守り続ける役割を担っています。本村の美しい自然環境は、村の宝物だけに留まらず、日本の宝、いや、世界の宝物。人類が共有すべき美しい財産であります。

○私たちは、村の美しい自然環境が、変わってほしくないと願っています。

○私たちは、村の美しい自然環境が、将来も続いてほしいと願っています。

○私たちは、美しい自然環境をまもり、村民と島を訪れる人が幸せになることを願っています。

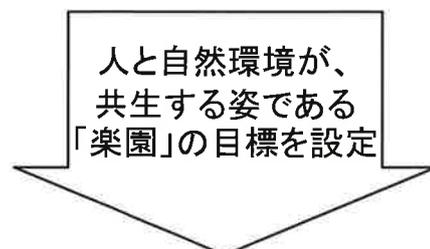


☆私たちは、これから10年間、人と自然環境が共生する「楽園」を目指します。

☆私たちは、「楽園」に足りない村の課題を追求していきます。

☆私たちは、「楽園」に足りない村の課題を克服していきます。

☆私たちは、「楽園」を目指すため、わかりやすい「目標」を設定します。



(4) 村の目標

人と自然環境が共生する「楽園」については、言葉が持つ響きからして、人それぞれに思うところがあると思われまます。

限られた資源と財源を
効果的かつ効率的に投入し、
目標を達成するための
客観的な指標が必要

座間味村の10年後の将来像である『豊かな地域資源が永遠にまもられ、人と自然環境が共生する「楽園」』を目指し、わかりやすい『村の目標』を設定します。

○村の目標は、わかりやすいものであってほしいです。

○村の目標は、10年後それが達成されたかどうかわかるものです。

○村の目標は、指標によって客観的に評価できるものです。

第四次の村の目標を
以下のとおり設定します

座間味村の目標

- 1 村民が住み心地のいい村
- 2 観光客がまた訪れたい村

☆私たちは、「楽園」を、村民が住み心地のいい村ととらえます。

☆私たちは、「楽園」を、観光客がまた訪れたい村ととらえます。

村の目標達成は、
それぞれの指標を活用します。

☆1 村民が住み心地のいい村とは …… 急激に減っている人口を抑止し、人口の増加に努めます。

☆2 観光客がまた訪れたい村とは …… 平成20年のリーマンショック以来の入域客数の減少を抑止し、観光客の増加に努めます。

(5) 村づくりの基本方針

私たちは、これまでも美しい自然環境を守り、教育に力を入れ、観光産業と調和のとれた住みよい村づくりを目指してまいりました。

今後も、住民一人ひとりが、村づくりの主役として力を発揮し、全ての人が心地よい協働参画を目指す村づくりを行っていきます。

村づくりの主役は、「ひと」であり、「産業」であり、「暮らし」であり、何よりも「美しい環境」です。

座間味村の将来像

豊かな地域資源が永遠にまもられ、
人と自然環境が共生する「楽園」

座間味村の目標

- 1 村民が住み心地のいい村
- 2 観光客がまた訪れたい村

私たちは、
村の将来像を見据え、
具体的な目標達成に向け、
『村づくりの基本方針』
を設定します

村づくりの基本方針

ひとづくり

～郷土愛あふれ

人の力が生きる村づくり～

産業の振興

～若者に仕事を！

希望にあふれる村づくり～

くらしを守る

～支え合うやすらぎの村づくり～

環境の保全

～美しい自然と生活が共生する村づくり～

座間味村第四次総合計画

座間味村
の将来像

豊かな地域資源が永遠にまもられ、人と自然環境が共生する『楽園』

座間味村
の目標

村民が住み心地のいい村、観光客がまた訪れたいくなる村づくり

基本方針

ひとづくり

郷土愛あふれ
人の力が活きる村づくり

産業の振興

若者に仕事を！
希望にあふれる村づくり

くらしを守る

支え合うやすらぎの村づくり

環境の保全

美しい自然と生活が
共生する村づくり

施策

1 住民と行政がともに築く村

2 未来へ伝える地域の歴史・文化

3 一人ひとりの個性輝く地域

4 開かれた交流と共生の村

1 客待ちの観光地から、
攻めの観光地へ

2 国際的な観光地への第一歩
“座間味ブランド”の確立

3 個店ごとの誘客から、
村をあげての誘客へ

4 アクセス利便性の向上

5 農水産業振興で
真に魅力ある観光地へ

1 心と体の健康立村

2 島がいちばん！
健康長寿と障害者の生きがいづくり

3 防災・防犯の村づくり

4 かけ橋は交通・情報ネットワーク

5 子供は島の宝！

1 自然と調和した村づくり

2 資源循環型社会の構築

3 安心・安全な生活環境づくり

3 座間味村の基本方針

ひとづくり

～郷土愛あふれ、人の力が生きる村づくり～

産業の振興

～若者に仕事を！ 希望にあふれる村づくり～

くらしを守る

～支え合うやすらぎの村づくり～

環境の保全

～美しい自然と生活が共生する村づくり～

ひとづくり

郷土愛あふれ、人の力が生きる村づくり

村民一人ひとりが地域の一員であるという自覚と誇りを持ち、地域のために積極的に行動し、地域と行政が連携することによって、村民が生き生きと生活し、夢と希望が持てる活力ある地域づくりを目指します。

〈項目〉

- 1 住民と行政がともに築く村
- 2 未来へ伝える地域の歴史・文化
- 3 一人ひとりの個性輝く地域
- 4 開かれた交流と共生の村

産業の振興

若者に仕事を！ 希望にあふれる村づくり

本村ならではの地域力で、ここにしかない価値を確立し、国際的な観光地を目指します。

また、農水産業と観光業のリンクにより、観光客の年間平準化と特産品開発へとつなげて雇用を創出することにより、いったんは進学で島を離れた若者が、次世代の担い手として戻れる村をつくります。

〈項目〉

- 1 客待ちの観光地から攻めの観光地へ
- 2 国際的な観光地への第一歩 “座間味ブランド”の確立
- 3 個店ごとの誘客から村をあげての誘客へ
- 4 アクセス利便性の向上
- 5 農水産業振興で真に魅力あふれる観光地へ

くらしを守る

支え合うやすらぎの村づくり

高齢者や障害者が地域で自立し、安心して暮らすことが出来る地域づくりを目指します。

島ならではの暮らしができるように住民の生命・健康・財産を守れるよう防災体制の確立や情報ネットワークの更なる整備を図り、島ちゃび(離島苦)を解消します。

<項目>

- 1 心と体の健康立村
- 2 島がいちばん！健康長寿と障害者の生きがいづくり
- 3 防災・防犯の村づくり
- 4 かけ橋は交通・情報ネットワーク
- 5 子どもは島の宝！

環境の保全

美しい自然と生活が共生する村づくり

自然保護へのさらなる取り組みや誰もが訪れたいくなるような景観をつくり、世界的な自然環境と住民の生活環境を調和させた村を目指します。

また、これまで上下水道、道路、ゴミ処理など生活環境を整え、自然環境に配慮した公共基盤整備を行っていきます。

<項目>

- 1 自然と調和した村づくり
- 2 資源循環型社会の構築
- 3 安心・安全な生活環境づくり

基本計画

1 座間味村の将来の人口及び観光客数

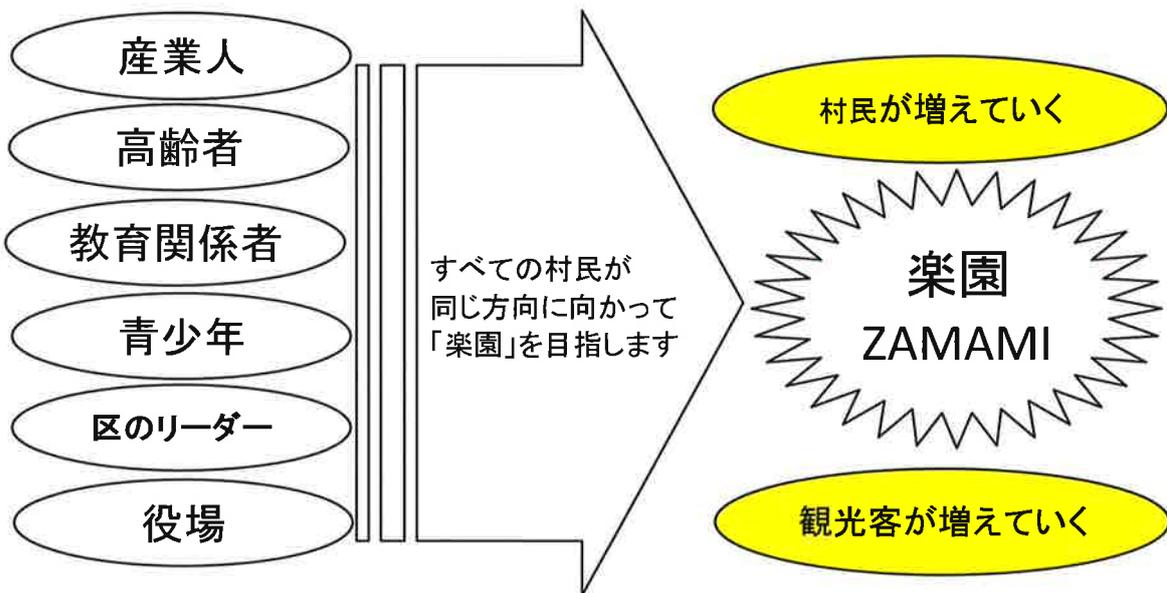
第四次総合計画の目標である「村民が住み心地のいい村、観光客がまた訪れたいくなる村」は、私たちが目指す将来像「人と自然環境が共生する『楽園』」をより具体的に表現するキーワードとして設定されたものです。

また、指標によって評価することで、私たちは設定した目標に一丸となって取り組むことが可能となります。

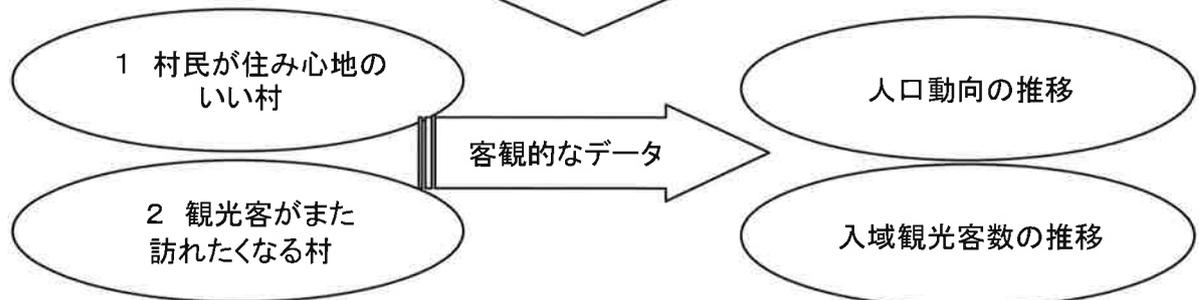
目標を
わかりやすく
共通認識

実働するのは人で

ひとが主役です！



楽園を
目指す
指標！



(1) 人口動向及び観光客の推移

※ 出展：沖縄県平成23年人口移動報告書年報



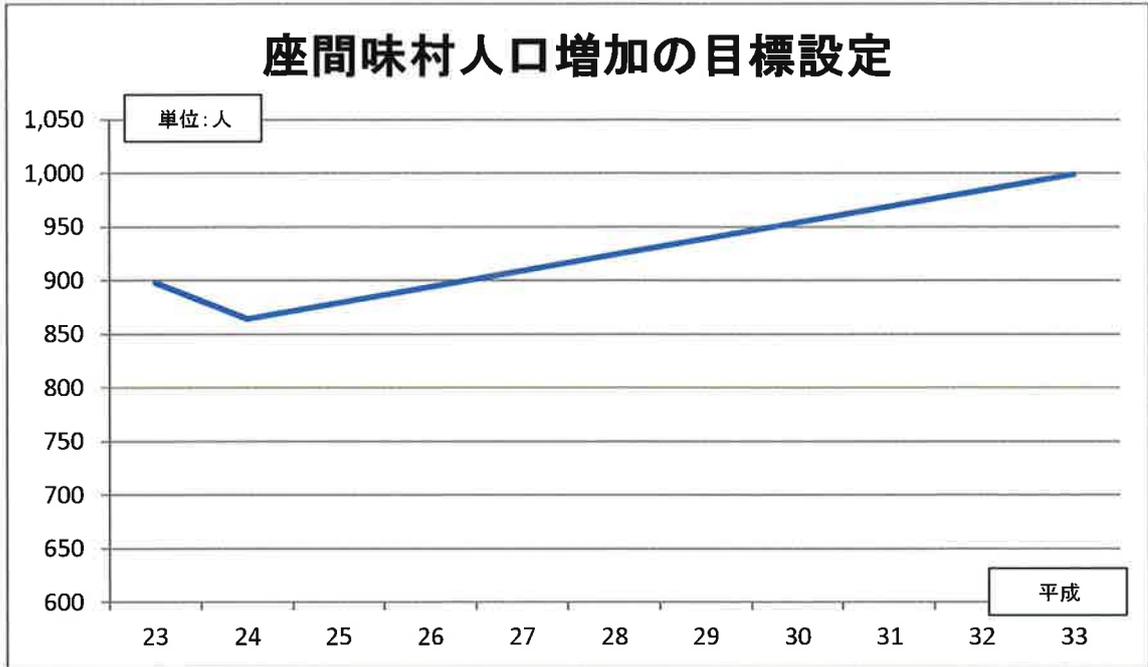
- ① 昭和47年の本土復帰後右肩上がりに増加傾向にあった
- ② 平成20年の投資銀行リーマン・ブラザーズの破たんを契機とした世界的恐慌により、平成2年レベルの900人を割り込む状況まで急激な減少傾向にある。

※ 出展：座間味村集計データ



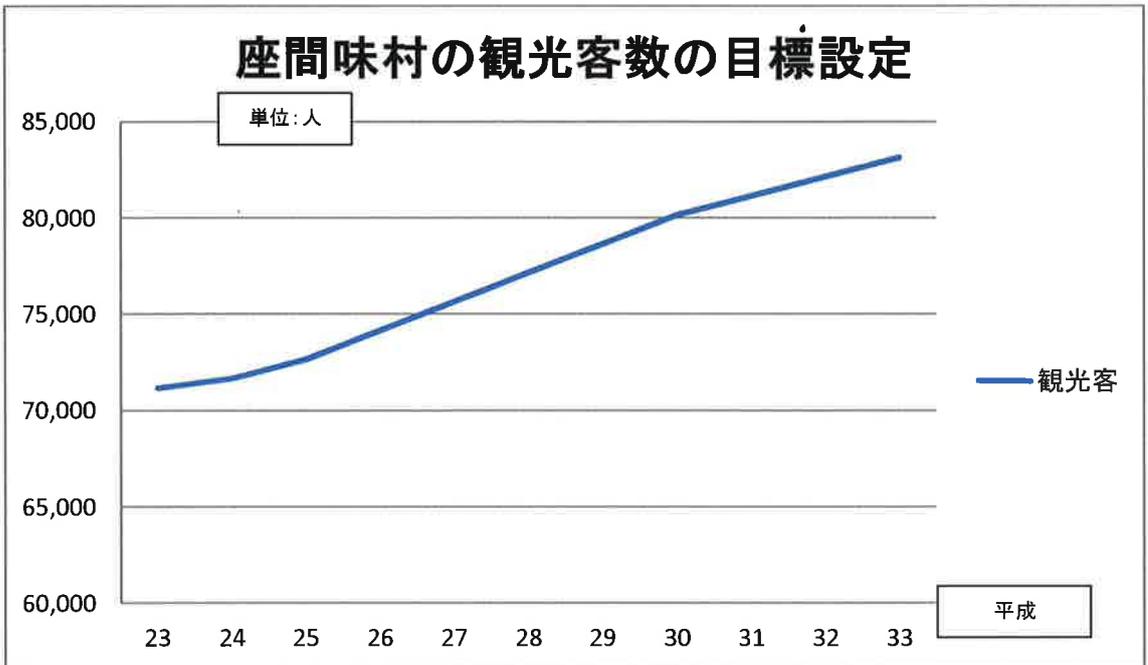
- ① 平成10年と平成15年の二つのピークがあったが、平成20年のリーマンショック以降は、急激な減少傾向に転じ、低迷は長期にわたっている。
- ② 平成20年以降の観光客の減少は、これまでの景気後退時には見られないほど、急激かつ長期に渡っている。

(2) 将来人口及び観光客数の目標設定



年数	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
人口	898	864	879	894	909	924	939	954	969	984	999
増減数		△ 34	15	15	15	15	15	15	15	15	15

- ① 平成24年度より一括交付金を投入し、産業の活性化を図り人口減を止めます。
- ② その後、増加に転じて、目標年次の平成33年には約1000名を目指します。



年数	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
観光客	71,143	71,643	72,643	74,143	75,643	77,143	78,643	80,143	81,143	82,143	83,143
増減数		500	1,000	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,000	1,000	1,000

- ① 沖縄振興一括交付金を投入し、観光産業の充実を図ります。
- ② 24年度より増加に転じ、平成30年には8万人台を目指します。
- ③ 宿泊日数と客単価を増やし、持続可能な観光地を目指します。

2 土地利用及び海域利用

(1) 土地利用に関する基本的な考え方

本村は沖縄本島那覇市から西方約 40 キロメートルの洋上に位置し、面積は 16.74 平方キロメートルです。島々は、山林・原野によって村土の約 9 割近くが占められているため、集落は海岸線に面した平坦地に立地しています。

土地は、住民生活や生産活動の共通の基盤として、ゆとりや活力をもたらす大切な資源です。島しょ環境にある本村の土地利用にあっては、住民一人ひとりが土地の有効利用や環境問題に関心をもち、自然と共生した持続可能な循環型社会を営むことが求められています。

そのため、自然環境の保全を基軸に置きながら、住民の多様な暮らしや営み、生業が調和した土地利用の確立を目指します。

<基本方針>

① 集落環境整備域

周辺農地への集落拡大が無秩序に進展しないよう土地の用途を明確にするとともに、その周知徹底を図ります。

また、集落内の生活環境整備や必要な拠点施設整備、空き地・空き屋敷の有効活用を積極的に推進します。

② 農業地域

島の大切な農産物生産地として位置づけ、積極的な活用を図り観光産業とリンクした農業の振興を図ります。

③ ゲート空間創出域

座間味港、阿嘉港及びケラマ空港は、島と島外を結ぶ海と空の玄関(ゲート)であり、島を印象づける重要な空間であることから、島の顔にふさわしい整備や緑化活動を図ります。

(2) 海域利用に関する基本的な考え方

本村周辺の海域は世界に誇る自然環境を有し、特にサンゴ礁が広がる海域は透明度も高く、沖縄海岸国定公園の指定を受けています。また、海域公園地区においてはラムサール条約による重要湿地として登録されています。この豊かな自然は人々の暮らしと密接につながり、島の文化を育み、本村の歴史を積み重ねる礎となっています。

しかし、ダイビング、シーカヤック、海水浴、ホエールウォッチング等海域のレジャー利用範囲が広がる中で、サンゴ礁、干潟等の浅海域の生態系が脅かされています。

また、利用者の過密による海域環境への影響や利用者間の衝突を避ける仕組みづくりも求められています。

この自然をまもり、後世に伝えていくことが、村民一人ひとりの義務であり、村の発展につながることから、この自然環境保全のための取組みを積極的に進めていきます。

<基本方針>

①海浜環境保全

本村を特徴づける海岸線は、北側は切立った断崖の景勝地、南側は白い砂浜に続く浅瀬であり、貴重な植物が見られる海岸林や、様々な生物の宝庫となっているイノー(リーフ)の保全に努めるとともに、村民及び観光客の海浜レクリエーションや学習の場として活用を図ります。

② エコツーリズムの推進

自然観光資源が持続的に活用されることが地域発展の基盤であることから、特定事業者、住民、特定非営利活動法人等が連携し自然環境資源が損なわれないよう、生物の多様性の確保に配慮した適切な利用方法を定めます。また、実施状況を監視し、その監視結果を評価していきます。

③ 慶良間海域保全

慶良間海域が平成 17 年にラムサール条約に登録されたことを受け、座間味村、渡嘉敷村の2村が、官民一体となって、本格的に海域の保全を宣言しました。宣言にあたっては、行政、観光業者、漁協で構成される慶良間海域保全会議が発足し、オニヒトデ駆除等の保全活動を行ってきました。

今後も自主ルールに基づいた活動を行い海域の保全に努めるとともにその重要性を対外的にアピールしていきます。

④ 安全対策の強化

安心して海を楽しんでもらうための安全対策として古座間味ビーチ、阿真ビーチ、ニシハマビーチに今後もライフセーバーを配置します。また、水上オートバイ、プレジャーボートの行動規制の方法等についても検討していきます。

ひとづくり

郷土愛あふれ、人の力が活きる村づくり

琉球王国時代、本村は中国貿易の中継地点として多くの優秀な唐船乗りを輩出し、20世紀の幕開けとともに県内初の本格的な鰹漁業を創始するなど、海の民としての誇り高い歴史を刻んできました。沖縄戦においては最初の米軍上陸地となる惨禍を乗り越えて、復帰後は本島至近のマリンレジャースポットとして知られるようになりました。また、座間味港の『流れ舟』や阿嘉島の『獅子舞』など、多くの年中行事が大切に受け継がれる信仰厚い一面もあります。

自然と人が創り出す島の個性は、本村を訪れた多くの人の心を捉え、移住者世帯が全世帯の三割を占めるに至りました。島に受け継がれる進取の気性と、この地のために役立ちたいという外来者の思いは本村の地域力の源泉です。人の個性が群衆に埋没してしまう都会とは違い、離島の暮らしでは一人ひとりが島の財産。小さな島で共に暮らす多様な属性の村民すべてが地域を支える一員であるという自覚と誇りを持ち、地域の自然・歴史・文化を共に継承しながら、地域づくりに取り組むことで本村の将来は大きく拓けることでしょう。

地域人材の育成と活用、ゆいまーる精神に基づく協働体の推進、青年会や婦人会、各種団体といった組織力の強化を図るとともに、地域と行政の連携も重要です。

地域のために積極的に行動する村民と、村民のニーズをみつめて地域にしっかりと寄り添う行政。その協働によって、この島々に夢を描くことができ、希望が持てる地域づくりを目指します。

1 住民と行政がともに築く村

地方分権の流れは行政のあり方だけでなく、住民の意識改革をも求めています。これからの本村がどうあるべきかを住民一人ひとりが真剣に考え、話し合い、共通認識のもと地域と行政が一体となって行動することが求められます。

本村は座間味、阿嘉、慶留間の三島に分かれて村民が居住することから、行政サービスに格差が生じないための施策はもちろんのこと三島住民の合意形成にも配慮が必要です。協働の村づくりを進めていくために情報を共有し、村民と行政が互いの立場を尊重しながら、それぞれの役割を果たしていくことも大切です。

平成24年度に創設され、本村の特性を生かした地域づくりと課題の解決のため、活用が期待される沖縄振興特別推進交付金(一括交付金)の用途をはじめ、自分たちの村のことは、自分たちで考え、自分たちで決定するため、村民一人ひとりが村づくりに参加できるような“開かれた村”を目指します。

(1) 住民参加

島づくりについて、これまでのように行政主導ではなく村民が主体的に行政に提案し、行政施策に結び付けていくような関わりが強く望まれます。さらに男女がお互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に村づくりに発揮することが求められます。これらの実現のため、地域をけん引するリーダーの育成を推進します。

<施策の概要>

① 住民提案制度の充実

住民参画の促進に向け、各種計画づくりにおけるパブリック・コメントや住民アンケート調査の実施等により、住民の意見や意識を幅広く収集、把握し政策に反映していきます。

② 行政懇談会の実施

村民一人ひとりが積極的に村政に参画しようとする意識を醸成するとともに、村民の声が直接的に届くタウンミーティング等を計画的に開催していきます。

③ ボランティア活動の奨励

地域で行われているボランティアの評価制度を創出し、資金的な支援

を行います。

また、区長会の活性化に向けて役場内に支援体制と制度づくりを行います。

④ 男女共同参画の推進

性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮することができるよう、講座、講演会などの開催及び啓発活動を通じて男女共同参画意識の醸成に努めます。

⑤ 積極的な広報活動による情報の提供

政策や行政サービスに関する情報、行事や催しに関する情報を分かりやすく迅速に提供するため、ホームページをはじめ各種刊行物の充実に努めます。

(2) 自治会の活性化

離島において自治会の果たす役割はたいへん大きなものであり、住民がその活動に積極的に関わることを望まれます。そのため、地域活動拠点施設となる公民館等は、いつでも気軽に利用できる環境整備に努めます。

<施策の概要>

① 補助金の活用

各団体への補助制度の適正化を図ります。また、評価制度を創出し頑張る団体を支援します。

② 自発的な地域づくり提案の奨励

地域づくりに関心や興味を持てるように、地域や行政の情報を積極的に提供します。また、意見交換の場をつくとともに、議論の過程や内容について公開します。

③ 各区の表彰規定

村民税・国保税の収納率向上や特定健診の受診率を向上させ村民の疾病予防及び健康増進を図るため、収納率・受診率の高い自治区を今後も表彰していきます。

④ コミュニティー活動環境の充実

地域の課題解決や特色ある地域づくりの担い手として多様な活動が期待される団体の自主的、主体的な活動を支援するとともに、各団体の相互交流を促進します。

(3) 三島交流

三島の村民が日頃から行き来し、親睦を深め、気軽に意見交換できる環境をつくります。

<施策の概要>

① みつしまを活用した交流促進

スポーツやレクリエーションを通じた交流等、多様な交流を促進していきます。

② 体育協会活動の充実

各種スポーツ大会を通し競技力の向上及び、三島の交流親睦を推進していきます。

③ 島を越えた青年会、婦人会活動の奨励

各種団体が地域活性化、ひとづくりの観点から行う活動に対し協力・援助を行います。

(4) 行財政改革

財源の確保と効率的な行政施策の推進により、限られた財源のなかで健全な財政運営と、三島における公平な行政サービス向上の両立に努めます。

事業の実施については、本計画に基づき国及び県の補助・助成制度の活用を図り財政運営に無理の無い事業計画を作成します。

自己財源については、課税客体を確実に把握するとともに、納税者の利便性の向上を図り、納期内納付、収納率の向上を目指します。

使用料、手数料については、受益者負担を原則として負担の適正化を図ります。

<施策の概要>

① 公会計制度の導入

財務書類を作成し、わかりやすく公表することによって、財政の透明性を高めます。財政運営に関するマネジメント力を高め、財政の効率化・適正化を図ります。

② 財政健全化の推進

公債費比率を現行水準以下に抑制するよう対策を強化します。

③ 各種基本計画の策定

総合計画をもとに各種基本計画を策定していきます。

④ 阿嘉・慶留間出張所の開設

阿嘉島に出張所を設置し、住民の利便性向上に努めます。

2 未来へ伝える地域の歴史・文化

本村は独自の歴史的・文化的背景を基に、魅力あふれる個性ある村づくりに励み、調和のとれた郷土の創造と発展を目指して各種施策に取り組んできました。

今後も平和の発信地としての取り組みや、歴史や文化を保護・継承する取り組みを推進していきます。

また、他地域との差別化を図りながら、本村の魅力や利点を活かした独自性を発揮し、村の活性化を図っていきます。

さらに、この魅力を村外に情報発信する活動を促進します。

(1) ふるさと教育

本村の文化遺産から島の歴史・先人の功績についての見識を深め、島の慣習・生活の知恵を理解し、自分が生まれ育った島に誇りと自信を持つ教育の充実を図ります。

<施策の概要>

① 鰹漁発祥の地を発信

本村は沖縄県内初の鰹漁業創業地であり、各島の鰹漁業組合による「ケラマ節」ブランドで繁栄していたことを村内外へ発信していきます。

② 地域資源を生かした小・中学校教育

環境学習、福祉体験活動等の感動体験を通して、地域産業や福祉、環境などの大切さや人々とのつながりの素晴らしさを取り入れた教育を推進していきます。

③ 村出身有識者による講演

専門分野に長けた村出身者を招聘し、講演会等を実施していきます。

④ 村出身偉人伝の出版

安里積千代、松田和三郎ら村出身の偉人の伝記を出版します。

(2) 文化財保護

本村には歴史的・学術的に貴重な文化財が数多く残されています。価値ある文化遺産や風習等を生きた教材として積極的に活用するとともに、それぞれの特性を考慮した上で保全・整備を図ります。

<施策の概要>

① 文化財等歴史的価値ある資源の調査と保存

資源を保護するための協議や審議会等を設置し、計画的な調査・保存を進めていきます。

② 歴史資料館の設置

文化財の保護及び文化資料を後世に残すために、歴史資料館の設置に向けた取り組みを進めていきます。

③ 文化財マップの作成

価値ある地域の文化財をもっと身近に感じてもらうために文化財マップを作成します。

(3) 伝統文化継承

村内各地域には多くの伝統行事が残っており、地域ごとに時季や内容も違うなど様々です。

また、伝統行事は島外で暮らす村出身者と地域とのふれあいの場でもありこれら伝統文化を地域の特性として次世代に継承するため各種団体と連携していきます。

<施策の概要>

① 各区行事の継承

阿嘉区の獅子舞、座間味区ナガリブニの流れ舟、海御願(阿嘉、慶留間では海ぬ御願)等の各区で行われている伝統行事を後世へ伝えていきます。

② 継承に向けた広報・啓発活動の推進

本村に伝わる郷土芸能や伝統文化を次世代に継承していくため、それらの調査研究や文化財保護団体の育成など保存活動の充実に努めるほか、村民への啓発活動を推進します。

3 一人ひとりの個性輝く地域

村民一人ひとりが、自分らしい個性の光を輝かせつつ、夢を抱き、その実現に日々努力し続ける人を応援する地域を目指します。幼小中学校時代、青年時代、壮年時代、そして高齢者になっても、生涯を通して脈々といきづく夢を持ち、その実現に汗を流す人を増やすことで、地域の活性化につなげます。

また一人ひとりが地域の一員であることに、自覚と誇りを持ち、ゆいまーる精神に基づく協働体の組織力強化を図ります。

(1) 幼小中学校教育の充実

離島へき地校の特性を生かした教育活動を推進します。学校と家庭、地域が一体となった活動を進めていくために、教育に関する情報公開に努め、情報の共有を図ります。

幼児児童生徒が豊かな心で健やかに学べるよう、快適な学習環境の整備を図り「知・徳・体」の調和のとれた学校教育に努めます。

<施策の概要>

① 学力向上対策の推進

地域に根ざし、地域の特性を生かした教育活動等を通して、学校、家庭、地域が共通の課題に対応することにより、幼児児童生徒の健全育成と学力向上を推進します。

② 特色ある学習活動の支援

地域の人材や環境を活かした三校の特色ある教育を積極的に推進するとともに、就学前教育の機会拡大と内容の充実を図ります。

③ 外国語教育の充実

本村から世界に羽ばたく人材の育成と、国際的な観光地を支える次世代村民を育てるため、児童生徒の外国語教育を充実させます。

④ 豊かな心を育む

ボランティア活動や自然体験活動等により、自己の将来や生き方を考える機会を提供します。

⑤ 学ぶ意欲を支える奨学制度の推進

村育英資金の貸与のあり方を検討し、制度の充実に努めます。

⑥ 老朽校舎等の改築

子どもが安心して学べる環境をつくるため、老朽化した校舎の改修・改

築及び耐震化の推進を図ります。

(2) 人材育成

地域の多様な要望に応えるため、多種多様な人材の発掘と幅広い人材の育成につとめます。必要な知識や技術を得るための学習活動に助成を行い、人材バンク登録制度を確立します。

<施策の概要>

① 人材バンクの設立

豊かな知識や経験、優れた技能等を有し、ボランティア精神あふれる人材を発掘し、その情報を学校や住民に提供することを目的に人材バンクを設置します。

② 観光ガイド育成

専門分野に限らず幅広い知識の人材を発掘し、研修会への派遣や、先進地視察を通じて、豊富な知識をもつ魅力ある観光ガイドを育成します。

③ インストラクター資格者の育成

ノルディックウォーキング、ロゲイニング、自然観察、星空観察、戦争体験かたりべ等の人材を育成します。

④ 産業の担い手や後継者の育成

助成金等を創設し、産業の担い手や後継者の育成を図ります。

(3) 生涯学習の充実

生涯学び続け、能力の向上と個性の伸展を図るため、多様な機会を通じた生涯学習を推進します。

子どもから高齢者まで幅広い生涯学習を行うため、生きがいつくりとなる学習機会や各種活動拠点となる学習環境の整備に努めます。

また、次世代を担う青少年が健やかに育つために、家庭や学校、地域が連携する取り組みを進めます。

<施策の概要>

① 各種同好会への講師招聘

必要に応じて講師招聘及び村外講習会への派遣のための助成金等を創設します。

②練習・学習会場と発表の場の提供

公共施設等を練習・学習の場として提供し、村生涯学習フェスティバル等発表の機会を提供します。

③生涯現役社会の実現

高齢者が新たな「社会の担い手」としてコミュニティ活動に積極的に参加できるよう支援します。

④青少年健全育成への支援

既存子ども会の育成及び未設置地区の設置に向けた支援を図ります。また、子ども会リーダー研修会や子ども会大会の実施など、様々な体験活動を推進するため「青少年健全育成プラン(仮称)」を展開します。

(4) 社会スポーツの充実

子供から高齢者まで、誰でも気軽に参加できる軽スポーツやレクリエーションの充実に努めます。また、学校及び関係機関と連携しながらスポーツ競技力の向上を目指し支援します。

<施策の概要>

①観光大使等一流アスリートとの交流

観光大使である、元プロ野球選手やビーチバレーボール選手等とのスポーツ交流を推進します。

②村外とのスポーツ・レクリエーションの交流

渡嘉敷村とのミニバスケット、野球、サッカー及び列島交流会を今後も継続して推進していきます。体育協会と協力・連携し、沖縄本島の市町村とのスポーツ交流事業を定着させます。

③スポーツ施設設置

アスリートのキャンプ誘致を視野に入れた施設環境整備を図ります。

④スポーツ教室等の開催

村民のニーズに基づき、青少年、成人、高齢者を対象に指導者を招聘したスポーツ教室を開催します。また、体育指導員を研修会等へ派遣し、各種分野のスポーツ指導員を育成します。

4 開かれた交流と共生の村

平和を希求する心、人間尊重と共生の精神を基に、歴史的背景や自然環境など島の特性を生かした国際社会への貢献を推進していきます。

地域の枠を超えて、異なる風土、異なる習慣で生活する人々との交流を促進するため、交流事業を創出していきます。

(1) 平和教育の充実

本村は、沖縄戦における最初の米軍上陸地であり、戦争を経験した村としてその悲惨さを次世代に伝える役割を担っています。平和学習機会の充実など、平和の大切さについての意識啓発を図るとともに国内外へ情報を発信します。

<施策の概要>

① 平和の塔参拝及び祭事等への参加奨励

毎年3月26日は本村の慰霊の日であることから、平和の塔への参拝を積極的に推進します。

② 地域や学校における平和学習の機会提供

戦争体験者及び学識経験者を要請に応じて派遣していきます。

③ 県平和祈念資料館分館設置の要請

資料館設置に向け県や関係機関へ強く要請していきます。

(2) 国内外との交流促進

本村に縁のある地域との交流事業を拡張し、国内外の姉妹締結を推進します。また、学校間交流やスポーツ大会による交流機会を創出していきます。

国内外における出身者ネットワークの形成や強化により、ビジネスや教育、人材育成の機会の創出に寄与する、本村から広がる人的ネットワークの形成を促進します。また、海外研修生の受け入れや、国際化に対応できる人材育成を行います。

<施策の概要>

① 孺恋村との交流促進

今後も引き続き学校間の交流事業を実施していきます。

また、観光事業者同士の交流等、民間の交流事業に向けた制度づくり

を進めていきます。

②新たな姉妹締結の推進

海外・国内市町村との姉妹締結を推進していきます。

③海外研修生の受け入れ

県及び関係機関と連携を取り開発途上国の研修を今後も受け入れていきます。

産業の振興

若者に仕事を。希望にあふれる村づくり

観光産業が主産業である本村は、マリンレジャー事業者の質の高いサービスとリピーター育成努力により、県内でも先進的な観光地として活力にあふれ、年間入域客は最も多かった平成 15 年で 9 万 6 千人を数えました。しかしその後観光客は減少し、ことに平成 20 年のリーマンショック以来の落ち込みは深刻です。

小中学生へのふるさと教育の成果もあって、次世代を担うべき島の子どもたちは一様に島を誇りにしていますが、これまで本村観光業の発展を担ってきた親の世代は、家業を受け継がせることに不安を抱いています。

今、村をあげて観光産業の再生に取り組むことが急務であり、本村の存亡を左右すると言っても過言ではないでしょう。

観光を盛り立てる主役はあくまで民間ですが、観光PRには行政が果たす役割も大きいことを認識し、これまでにない強力なアプローチで観光振興に注力することが望まれます。

幸い本村は、世界的に評価の高いサンゴ礁海域と、その海が育む多様な生物、また南の島ならではの歴史・文化などの地域資源に恵まれており、これらの保護と経済活動を両立させ、観光の 21 世紀モデルとなれる可能性を十分に持っています。本村ならではの地域力で、ここにしかない価値を確立し、国際的な観光地を目指します。

また、かつて隆盛を誇った農水産業と観光産業をリンクすることで、新たな産業の創造を試み、観光客の年間平準化と特産品開発へとつなげて雇用を創出することにより、いったんは進学で島を離れた若者が、次世代の担い手として戻れる村をつくります。

1 客待ちの観光地から、攻めの観光地へ

本村はこれまで「ダイビングの村」として発展してきました。村をあげての宣伝をしなくとも、多くのダイバーで賑わう時代は過ぎ、若者のダイビング離れと長引く景気の低迷により活力の低下が懸念され、定住人口も下降傾向にあります。村一丸となって、一観光地として出直す気概で、体制づくりや組織づくりから着手します。

(1) 官民での課題の共有と、観光推進体制づくり

商工会、各ダイビング協会加盟事業所はじめ、村内のすべての観光に携わる人々と行政が「座間味村が目指す観光地の姿」を共有し、一丸となって誘客と固定客化を推進できる体制づくりを進めます。

<施策の概要>

① 観光客満足度調査の実施

本村が観光地として提供するサービスは、はたして今の観光客ニーズに答えているのか？ 旅行・観光消費動向分析に実績ある機関による調査を実施し、本村観光業の機会点と問題点を浮き彫りにすることが必要です。

② 観光基本計画策定

満足度調査の結果も踏まえ、本村の入域客数、客単価などの目標を設定。観光客ターゲット(若者、シニア、ファミリー、外国人他)ごとに、事業所は何をすべきか、そのために行政はどんな仕組みや施設で支援すればいいのか、また、どのように官民協働でPRしてゆくのかを盛り込んだ観光基本計画を策定し、村民一丸となって取り組む共通のビジョンとします。

③ 観光協会の設置

基本計画の推進部隊である観光協会を発足。座間味港、阿嘉港での案内業務も含め、村観光産業の企画・営業・宣伝・人材育成から顧客管理までを受け持つ体制を構築します。

④ 観光リーダー育成

この20年余り、ダイビングショップオーナーらが強力にけん引してきた座間味村観光ですが、二代目への事業継承時期を迎え、新たなリーダー育成が求められています。意欲ある若手を行政の支援で国内外

の観光先進地へ積極的に派遣し、自店の経営だけでなく、マリンサービス、宿泊、飲食、物販、農水産業など、本村観光全般においてプロデュース能力のある人材を育成します。

(2) ターゲット設定と商品開発

これまで本村では観光客を、ダイビング、ホエールウォッチング、島内観光、スノーケリング、シーカヤックなど、求められるニーズ(アクティビティ)別に分類して受け入れてきましたが、今後はどのような層に、どのようなアプローチができるのか、受け入れ側から見込み客に積極的に提案します。

<施策の概要>

① ターゲット分析と満足感づくり

ファミリー、若者、カップル、女性グループ、シニア、外国人などそれぞれの客層が求める何が本村にあって、何が不足しているのかを分析します。

それによって、「ダイビングして泊まって帰る」という一事業所完結型ではなく、一組の観光客が各種体験、散策、ドライブ、宿泊、食、買い物等々を楽しむという、複数の事業所連携で満足を生み出す仕組みを村内に構築します。

② 三島連携しての商品開発

上記のターゲットごとに、一年を通じて天候に左右されずに提供できる滞在パターンを提案し、三島を周遊させることで滞在期間と消費金額を伸ばします。

さらに、リゾートウェディングやスポーツツーリズム、ヘルスツーリズムといった新たなニーズにも対応します。

③ 新しい教育旅行や各種団体旅行の創出

修学旅行に限らず、すぐれた自然体験フィールドとして本村は様々な教育旅行の誘致が可能です。

また、企業の研修旅行や報償旅行、本島で行われる MICE(会議、研修、報償、学会、展示会等)のオプションルツアー誘致を行います。

(3) 村民主導による新たな島の価値づくり

一括交付金の使いみち提案募集をきっかけに、阿真区や阿佐区で、地域の自然環境や歴史文化を生かした新たな観光ゾーニングのプランニングが始

まっています。

地域を最もよく知る人々が、行政やまちづくりのプロの力も借りて、自ら企画して観光地づくりに主体的に関わり、施設の管理・運営までを行う体制づくりを推進します。

＜施策の概要＞

①三島それぞれの、個性競いあう観光地づくり

ウミガメが集う海に面した自然あふれる阿真区、唐船貿易の中継港として歴史ある阿佐区。高良家を中心とする心やすらぐ慶留間区…等、地域の発案により、必要な施設は行政に要望してもらい、それぞれが箱庭のように美しく個性的な観光地づくりを行い、心躍る三島めぐりを座間味村観光の新しいスタイルとします。

② 冬場も活躍するネイチャーガイドの育成

夏場忙しいダイバーに冬の活躍の場を作るため、ノルディックウォーク、ロゲイニングなどのガイドを育成し、あわせてガイド自身の企画により魅力的なフィールドづくりを行います。

③ 緑の島から花の島へ

毎年安定して誘客できる花木はぜひとも増やしたいもの。阿真区がサクラの植栽を行っていますが、阿真区の桜並木、高月山にはケラマツツジ、阿佐区の久岳林道にエゴの並木、阿嘉区や慶留間区はツツジとイジュ。村道をそれると、野鳥や蝶の姿が見られる林の中の遊歩道…といったように、三島ごとに散策道や植栽、また景観の障害となる樹木の伐採などで、数多くの“絶景ポイント”、“撮影ポイント”を設け魅力あふれる陸域づくりを行います。

2 国際的な観光地への第一歩 “座間味ブランド”の確立

観光地にもブランディング(消費者にとって他者との違いが際立ち、価値あるブランドを創造すること)が求められています。ラムサール条約登録と、ミシュラン旅行ガイドでの星の獲得は、本村のブランド価値を上げ、海外からの旅行者の増加につながりました。今後国立公園に指定されれば、一層注目を集めることでしょう。

本村はにわかに国際的観光地化を求められており、的確にニーズに応える

ことができれば知名度を世界レベルに押し上げることも可能です。

そのためには、外国語対応以前の課題が多くあり、地道にかつ早急に解決しなくてはなりません。ごみのポイ捨てやカラスのごみあさをなくし、道路や公共施設は清潔に保たれ、道路の案内は親切でユニバーサルデザイン(国籍、老若、障害の有無を問わずに理解できる)であることが必要です。

また、本村のふるさと納税「サンゴのふるさと 座間味村応援寄附金」が支持を集めているように、国内でも自然環境保全に熱心な観光地が選ばれるなど、観光客が共感できる理念が求められています。本村の海洋民族としての誇り高い歴史と平和を希求する精神、貴重な自然環境の継承者としての気概を伝えていくことが観光地としてのブランディングの確立“座間味ブランド”につながります。

(1) 安全、清潔、親切表示は“座間味ブランド”の第一歩

観光地として安全で清潔、案内表示が充実していることは必須条件。あわせて村民の意識を高めることで、「座間味村は清潔・親切」の評判を打ちたてます。

<施策の概要>

① 清潔の維持

公衆トイレや公共施設、道路の清掃、草刈りに予算を充て、定期的に行います。村民はポイ捨てをせず、集落内のごみ拾いを習慣化します。

② 安全でバリアフリーな島

道路や公共施設の危険箇所や段差、また景観を損なう建造物損壊などがなく定期的にチェックする点検員制度を設け、小さな子どもやお年寄り、障害のある方にやさしい島を維持します。

③ 戦跡、文化財はじめ村内の案内板充実

各観光ポイントや展望台までの道順案内板や各種サインを統一デザインで見直します。また、海洋民族としての交易の歴史や今なお残る信仰心、また戦火を乗り越え平和を発信する姿勢は、内外の人の尊敬と共感を集める目に見えない観光資源であり、これらをていねいに説明する案内板が必要です。

(2) 観光客に約束する“座間味ブランド”

「座間味村のダイビング(ホエールウォッチング)なら絶対安心」と言われるよう地域として高いサービスレベルを維持し、座間味村の『のれん』を守ります。また広く全国に知られる観光地としての“理念”を掲げることで、共感を獲得します。

<施策の概要>

① 誠実サービス宣言

これまで、村内のダイビング事業者や宿泊施設の努力により、本村では質の高いサービスを提供して来ました。しかし昨今、一部店舗に対する苦情が寄せられるようになり村イメージを損ねています。村で営業するすべての事業所に「誠実サービス宣言」を義務化し、地域ルールを無視する事業所については厳しく対応するシステムをつくります。

② 観光客が共感できる理念のある観光地に

たとえばエコツーリズム推進法施行にあわせて「日本一海にやさしいダイビングポイント」といった宣言とルールの共有を行うことができれば、本村のダイビングサービスが貫く海洋保全の姿勢を内外に示すことが可能であり、メディアに取り上げられることでしょう。

(3) 全村上げてのもてなしこそ“座間味ブランド”

観光業に直接携わっていない村民も、一丸となって座間味ブランドを支えるために、村内ですれ違う観光客への笑顔や挨拶、道案内などができる村を目指します。

<施策の概要>

① 座間味村検定

これまで観光業とは関係ない年配者などでも、本村の自然や歴史を語るにふさわしい方は多くおられます。観光協会の検定を修了した方にガイド証を発行し、活躍してもらうことができます。

② 芸能や手工芸での交流

沖縄ならではの、南の島ならではの芸能や工芸を通じた観光客との交流はことのほか喜ばれます。

エイサー、琉球舞踊、ハワイアン・フラなどの同好会、また手工芸のできる村民が、若干の収入も得ながら交流できる機会を設けます。

(4) インバウンド対策

外国人客を受け入れる上での体制づくりを早急に行います。あわせて世界のどの地域から、何を見て本村を知り、何を求めて訪れているのかの分析も行います。

<施策の概要>

① ホームページはじめ誘客ツールの翻訳

英、韓、中(繁体・簡体)仏、独、西、露等、各国語でのホームページやパンフレットを製作します。

② 沖縄観光コンベンションビューローと連携しての誘客

OCVBや政府観光局が世界各地で行う誘客イベントやキャンペーンと連携し、本村の映像等の観光情報を紹介してもらいます。

③ 外国語対応が可能な人材の登用と育成

観光案内所において、英語や中国語、韓国語での案内が可能な人材を登用します。また、やる気のある村民の外国語習得を支援する仕組みを作ります。

④ 観光事業所を対象とした外国人客受け入れ講座の実施

国や地域によって異なる習慣や食文化を知り、快適に過ごしてもらうための知識を養う講座、また観光の現場に役立つ簡単な言い回しの外国語教室を、講師を招いて開催します。

3 個店ごとの誘客から、村をあげての誘客へ

熱心な観光事業所においては、新規誘客やリピーターへのアプローチにより、不断の営業努力が行われています。一方村公式ホームページでは、少しでも多くのアクセスを獲得し、リンク先たる村内事業所につなげられるよう努めてきましたが、昨今はアクセス数も減っており、座間味村ポータルサイトの再構築が急がれます。これまでの“個店ごとの誘客”から、行政も本腰を入れての村をあげての営業活動が求められています。

(1) タイムリーで魅力的な情報発信

本村の自然景観の圧倒的な美しさを伝える画像、映像を駆使したツールを

制作します。

＜施策の概要＞

① 観光事業所の参加によるホームページ構築

行政のホームページとは一線を画す観光客向けサイトとして、観光事業所の協力で常に最新情報にあふれ毎週でも見たいコンテンツを揃え、フェイスブックなどのSNSをあわせて運営し、リンク先である村内事業所につなげます。

② ライブ映像の配信

陽光に輝くサンゴ礁や魚群、サンゴの産卵、ホエールウォッチングなど世界の人が注目する映像を、水中ライブカメラの導入でインターネット配信します。またこうしたコンテンツは動画サイトなどで配信するほか、DVD化して旅行社などへの営業ツールとします。

(2) メディア取材や映像作品の誘致

これまでのようにテレビや雑誌の取材を待つのではなく、メディア研究を行い積極的に誘致します。また効果が見込めるようであれば、ゆいレールなどでの交通広告も検討します。

＜施策の概要＞

① 攻めのパブリシティ活動

反響の大きな雑誌や新聞、またテレビ番組の取材を積極的に誘致。メディアが求めるパブリシティ素材(本村ならではの自然現象や催し、食や人等)を売りこみます。

② 映画やドラマ撮影の誘致

コンベンションビューローのフィルムオフィスとはよい関係が保たれており、国内外の映画やドラマ、またCMのロケ地として内外に売り込むことが可能です。記者1名の取材から数十名規模の映画ロケ隊まで、受け入れに当たっては官民で便宜を図ってゆきます。

(3) 座間味ファンやオピニオンリーダーの活用

アイランダーズネットワークが平成23年に10周年を迎え、有料にも関わらず1,500人のファンを抱えていることから明らかなように、この美しい村を応援したいと思う有名無名の方たちに本村PRに一役買っていただくことが可能です。

＜施策の概要＞

① 観光大使の起用

すでにアスリートやトップビジネスマンなど、各界で活躍する方が本村の観光大使として活動して下さっており、今後もユニフォームに本村のキャラクターをつけてもらうなど、働きかけます。

また東京や大阪での本村PRの出先機関を関係者に委嘱することも考えられます。

② 無線LAN環境充実による観光客の情報発信支援

来村中の観光客がSNS等を通じて配信してくれる本村の美しい画像や映像には、大きなPR効果が期待できます。一層配信してもらいやすくするように村内の無線LAN環境を整えます。

③ 官民協働による顧客組織化

「座間味村アイランダーズネットワーク」を今後ますます魅力あふれる“ネット村民”システムに育てることにより、他の観光地にないファンのネットワークを育て、全国各地でのファンの拠点を作ります。

(4) 誘客イベント

これまで行われてきたイベントは、当日の集客力はあっても、行政主体体制の限界もあり、その後の誘客につながっていないものもあります。本来は、「こんな層に来てほしいから、こんなイベントをする」という発想であるべきで、その日に集まった人たちが、また来たくなる仕組みづくりこそが大切です。

＜施策の概要＞

① 民間主導開催の推進と行政の役割の明確化

海のイベントについては基本的に、観光協会と民間主導で行い、行政はアクセス面、宣伝、会場整備などで全面協力します。

東京や大阪等都市部で開催される誘客イベントや観光キャンペーンについても、官民での効果的な出展を企画します。

② 催しを通じた県内市町村との連携

観光大使を起用したスポーツイベントでの県内児童生徒との交流や、シニア観光客を迎えての高齢者交流などを推進し、沖縄県内に新たな座間味村リピーターをつくります。

4 アクセス利便性の向上

宮古・石垣地区への割安感のある航空路線充実や、小規模離島航空路利用活性化事業による割引運賃もあいまって、本村への航路の割高感と、荒天時に欠航しがちと言う世評が誘客の障害となっています。村営航路のダイヤや運賃、予約や決済方法などのサービス向上について検討を重ねるとともに、欠航の際の空路利用について利便を図ることも必要です。

<施策の概要>

①船舶改善検討委員会開催

ダイヤのあり方、ドックの時期など今後も民間の参加で討議しサービス向上と経営改善に努めます。

②那覇発運賃の低減化

村民運賃が低減されましたが、観光客運賃についてもリピーターサービスや季節料金など施策を講じます。

③船舶欠航時等の空路利用の利便性向上

欠航時もお客様が来られる、また安心して滞在できるように、ヘリコプター運航会社等と連携し、空路利便性を向上します。

5 農水産業振興で、真に魅力あふれる観光地へ

本村は、長年に渡り海中景観の魅力に頼って誘客してきました。しかし、観光客のニーズが多様化する今、観光地の必修科目である“食”のパワーアップが望まれます。

平成22年国勢調査によれば、第一次産業従事者はわずか12名（農業者3名、漁業者9名）。周囲に良好な漁場を有しながらも、村民は新鮮な魚を常時入手できるわけではなく、また、農業用水、農地の区画形状、流通経費などの問題により、次世代の農業担い手が育っていません。観光地としての魅力アップ、また観光客の年間平準化に農水産業振興は不可欠であり、やる気のある生産者を徹底して支援する仕組みづくりが必要です。どのような素材を、どのような食べ方(加工)で、いつ誰に売るのが、またどれほどの量が必要なのかというプランニングを専門家の力も借りながら行い、観光とリンクした第一次産業の振興を進め、本村の新産業として位置づけます。

(1) 農業基盤、農業経営の強化

意欲ある若者が本村の特性を生かした農業で生活していくための基盤をこの10年で構築します。

<施策の概要>

① 用地確保支援と農業用水の安定供給

土地改良事業団による、本格的な農地改良を検討します。

② 営農指導と換金作物開発

インカのめざめのように、さまざまな加工による高付加価値が期待でき、本村に適した作物を導入します。

③ 各種補助や貸付制度等による担い手支援

助成制度を創設し、やる気のある農家を支援します。

④ ケラマジカ対策

先進地に学ぶなど、農業振興を阻害する有害鳥獣に適切に対応します。

(2) 村漁協支援による漁業者育成

本県では漁業資源の減少や魚価低迷、燃油高騰、若年層を中心とする魚食離れ等、漁家経営を取り巻く環境が益々厳しい状況下にあると言われてい

ます。加えて離島漁業は流通コストなどでハンディがあるため国・県の支援事業を活用しながら村漁協の施策をバックアップします。

<施策の概要>

① 漁場づくり支援や栽培漁業推進

② 流通経路開拓と補助制度の確立

③ 漁船購入費や燃料購入補助

(3) 産業間のネットワーク機能の整備

観光産業と第一次産業がリンクし、新たな村の魅力が創出されるよう、ネットワーク化を図ります。

<施策の概要>

① 観光漁業、観光農業の推進

漁業体験や農業体験が観光メニューとして定着するよう、漁協や農業

者と連携して価値あるプログラム化を図ります。

② 農水・観光コーディネーター育成

第一次産業と観光を効果的に連携するため、先進地へ関係者を派遣し、コーディネーターを育成します。

(4) 海は最高、食も最高 ～特産品、特産メニュー開発

B級グルメでまちおこしをする市町村が増えています、「座間味村といえば〇〇」、「〇〇を食べるなら座間味村」といわれるような名産品・名物料理を開発し、それらの情報発信を推進します。また、「慶良間の世界」という特産品を中心とするブランディングが過去に商工会で行われており、これを生かして広げていくかどうかとも検討します。

<施策の概要>

① 地産地消の徹底

宿泊施設の料理に、より一層地元の産品が取り入れられるよう、専門家による講習会を実施。観光客参加による“島の味”公開コンテスト等を企画し、マスコミでの取り上げをねらいます。

② 開発者の支援

“かまぼこ”や“ナマリ節”等高い人気が見込まれる特産品の開発を目指す組織や個人に対して、各種制度で支援します。

③ 実績ある生産者の支援

慶留間区に自家栽培の野菜、地元の水産品を使ったイタリアンレストランが開店するなど村内には六次産業ともいえる試みがスタートし、若手の健闘が見られます。また、モズクなど水産加工品や菓子も安定的に製造されていますが、長引く景気後退から事業拡大が難しくなっています。各生産者がレベルアップできるよう、設備投資や流通、宣伝面で支援します。

くらしを守る

支え合うやすらぎの村づくり

本村の暮らしは、豊かな自然に囲まれ、人と人とのあたたかいつながりの中で営まれてきました。他の遠隔離島とは異なり沖縄本島まで 50 分という地の利と観光業の隆盛により、本土や沖縄本島から地元の若者に嫁ぐ女性も多く、人口を増やしてきました。しかし、長引く不況により多くの観光業者は経営規模の縮小を余儀なくされ、平成17年国勢調査で 1,070 名を数えた人口は現在 900 名を割りました。さらに長子の高校進学を機に母親が弟や妹を連れて本島に転出するケースが増えています。

また経済情勢の悪化は“島ちゃび”を際立たせ、子供を進学させる親の経済的な負担や、専門医療を受ける際の交通費負担は家計を圧迫しています。村民が安心して子どもを産み育て、健康で安全に暮らせる支援策、公営住宅整備などの定住促進策が求められています。

また、本来島が持つ高齢者や障害者を支えるやさしさ、地域での自立を促しながらノーマライゼーションの理念のもと共に暮らせる地域でありたいものです。地域の人々の支え合いは災害時に大きな力を発揮するでしょう。

村民が島に求める心豊かな暮らしの実現のため、行政は生活道路の整備や交通機関の利便性向上と、村民の生命・財産を守る防災体制の確立や情報ネットワークの更なる整備を図り、離島苦の解消に努めます。そして、都会にはない、島の暮らしにこそある“幸福感”を村民が感じられる日々をつくりまします。

1 心と体の健康立村

長寿県沖縄の地位があやうい昨今、本村でも働き盛りの男性を中心に、住民健診の結果は黄色信号を呈しており、一人あたりの医療費負担も増加しています。住民主体の健康づくりを支援し、各種検診の受診率向上に努め、生活習慣病を予防し、健康づくりに取り組める事業を行います。

(1) 働き盛りの健康づくり

健康づくりについては、これまで生活習慣病予防のため、国保の健康づくり支援事業や、健康増進事業等を展開してきました。今後は対象者を拡大し、各地域公民館を拠点とした多様な運動の場や機会を関係機関に働きかけます。

また、心の健康相談や講演会等を強化し、村民の心身の健康づくりに努めます。

<施策の概要>

① 多種多様なスポーツを通しての健康づくりの推進

本村の産業形態はサービス業が大半を占めているために運動事業への参加が難しい状況にあります。各種団体と連携し、幼少期から高齢期まで参加できるようなスポーツ大会の開催や、健康増進センターの整備を検討します。

② 心の健康相談の実施

心の問題を抱えている人の割合が急激に増加しており、家族、職場、地域の理解が必要となっています。このためメンタルサポート等、心の健康相談窓口の充実を図り、心の問題を抱える人を支援する体制を整え、生活支援や社会復帰事業等を実施します。

③ 親子で学ぶ生活習慣病予防教室の実施

生活習慣病と日常生活とは密接な関係があることから、家族ぐるみで参加できる喫煙、飲酒等に関する講演会を開催し、充実したライフステージを支援できる体制を整備していきます。

④ 食生活の改善による健康づくりの推進

食を取り巻く環境の変化や生活スタイルが多様化するなか、島ならではの沖縄ならではの健康で良好な食生活を実現し、豊かな人間性を育むために食育を推進します。

(2) 保健と医療の充実

村民一人ひとりの健康を守るため、検診受診率の向上を図り、疾病の早期発見・早期治療に努めるとともに、保健師による積極的支援や個別相談を充実させ、離島においてもスムーズに疾病予防に繋げるよう診療所と連携し、情報提供に努めます。

また、村外の医療機関にも円滑に通院できる医療体制の整備を図ります。

<施策の概要>

① 気軽な生活相談の機会づくり

社会福祉協議会と連携し、いつでも相談できる生活相談体制を整備し、福祉サービスの提供や苦情処理機関などの充実も図り健康で安心な生活支援を行います。

② 各種検診の受診率向上に向けての取り組み

1年に1度、誰もが健診を受診するような環境整備を行いながら、婦人科検診、その他の検診についても本村独自の取組みで受診率向上に努めます。

③ 本島の専門的な医療にかかる際の船舶運賃の補助

やむを得ず、本島に定期的に通院している村民も多く、生活の負担となっています。こうした経済的な負担を軽減すべく、船舶運賃等の補助を実施していきます。

④ 医療・保健・福祉の連携強化

医療・保健・福祉のニーズも多様化、高度化しており、高齢者や障害者が地域において質の高いサービスが受けられるように体制整備を強化します。また、村民に対し健康相談や保健指導、健康診査などの専門的、技術的指導ができるような総合的なサービス提供を施していきます。

2 島がいちばん！健康長寿と障害者の生きがいづくり

高齢者、障害者が住み慣れたふるさとでいつまでも元気で明るく充実した生活を送るためには、価値観や生きがいを尊重し、社会参加の促進や活躍の場の提供が必要です。そうした支援体制の構築を図ることで自立を支え、共に

暮らす地域を目指します。

また、支援が受けられるよう保健・福祉・医療・介護が一体となったサービスを提供するために、社会福祉協議会や各種団体との連携を強化します。

(1) 高齢者の元気づくり

高齢化社会が進むなか、本村においても高齢化率が約24%となっており、増加する傾向にあります。

本村の老人保健福祉計画に基づき、高齢者が生き生きと暮らせるよう健康の保持、増進や介護予防を実践し、高齢者の社会参加促進のために、経験や知識を活用できる生きがいつくりを支援します。

<施策の概要>

① 高齢者福祉、介護サービスの充実

高齢者が地域で充実した生活を送るために、生きがいつくりや、自己実現をサポートします。また介護にかからないための運動教室や、食生活改善指導などの予防教室を強化し、地域ケア体制の充実と質の向上に努めます。

② 近隣離島及び世代間交流事業の促進

幼小中学校と連携した三島の交流事業や、近隣離島との交流事業を実施。親睦を深めるために老人クラブの旅行の支援等も行います。

③ 工芸品や農産物加工品など特産品の生産者育成

高齢者がこれまで培った経験と技術、知識を地域社会で発揮できるよう特産品の生産者を育成し、生涯現役を目指す村民を支援することで、観光産業の振興及び高齢者の元気づくりに努めます。

⑤ 小規模多機能施設の整備

本村では介護施設が整備されていないことから、家族介護が中心となっています。こうした介護負担を軽減すべく、ショートステイや様々な介護サービス事業が実施できる小規模多機能施設を民間との協働により整備します。

(2) 障害者に優しい環境づくり

障害をもつ人たちが地域の一員として共に地域社会を構築していくには、村民が理解を深めながら障害を持つことは誰にでも起こりうることを認識する必要があります。

障害があっても、自己が尊重され自立した日常生活及び社会参加ができるよう、本村の障害者計画に基づき環境を構築します。

＜施策の概要＞

① バリアフリーの推進

誰もが安心して生活できる住環境や、段差のない建物や道路などを整備します。公共施設にはオストメイト対応のトイレの設置を進めながら、観光立村としても障害者支援を行います。

② 災害時の要援護者支援態勢づくり

災害時における要援護者を把握するために台帳整備を行い、地域全体で支援体制づくりに努めます。

③ 障害者福祉サービスの充実

医療、保健、介護の連携を強化し、福祉サービスの向上に努め、障害者が住みなれた地域で自分らしい生活ができるよう支援体制を強化します。

④ 障害者の生活・就労支援

障害のある人が自分らしさを大切にし、生きる力を高めるとともに生きがいを実感できるよう、社会活動参加の支援や就労促進に努めます。

3 防災・防犯の村づくり

事故や犯罪がない平和でのどかな村を守り、災害に強い地域をつくるため、防災施設、消防施設等の整備の検討を含め、様々な災害発生における減災対策を進めるとともに、交通安全や防犯に関する村民主体の取り組みの支援を図ります。

また、マリレジャーが盛んなことから水難事故等への対応をスムーズに行うため、関係機関と連携し、島ならではのフットワークの良い体制を作り上げ、村民の意識の高揚を図り安全で安心な村を目指します。

(1) 地域防災計画の見直しと組織、拠点づくり

東日本大震災を踏まえ、地域防災計画の見直し、地震・津波・災害に備えたきめ細かな対応マニュアルを作成します。

災害・事故・犯罪による被害を防止するため、地域防災の要である消防団

の組織強化を図ることにより、各地域におけるリーダー育成や非常時への対応力向上に努めます。また、要援護者等のリストを作成し村民が連携した活動を行えるよう、自主組織の設置を検討していきます。

防災拠点(役場庁舎等)の整備・移転や消火栓の増設を検討し、非常時の情報通信体制の強化のため、老朽化した防災無線のデジタル化等、効率的かつ機能的なシステムの導入に努めます。また、県の消防広域化を推進することで施設の充実を目指します。

＜施策の概要＞

① 自主防災防犯組織の設置及び人材育成

村民の生命、財産を災害から保護するために、地域防災の要である消防団の組織強化を図り、連携力を高めるためにリーダー育成を行い、各地域に防災・防犯組織の設置を検討します。

② 対応マニュアルの作成と計画の見直し

災害時に活用できるきめ細かなマニュアルを作成し、安全な避難ができる環境を整備し、村民の安全を守るにはどうすればよいか各区の地理的状况を踏まえ、防災計画を見直します。

③ 防災拠点施設等の整備

災害に強い防災拠点施設の整備や移転を検討し、緊急時に利用できる消防用設備や避難場所を確保します。

④ 全世帯への個別防災無線設置の検討

全世帯への通常の行政連絡はもとより、緊急情報を村民が確実に受信できるよう、防災無線のデジタル化や個別受信機の設置を検討します。

(2) 地域による交通安全指導

村民・観光客の無事故無違反を目指すため、道路標識の設置や、関係機関と連携した陸上・海上を通じての交通安全と救急救命教育の徹底を図ります。

＜施策の概要＞

① 幼小中学校との連携

幼小中学校と連携し通学路の危険個所の周知を行い、夜間パトロールや防犯活動等、地域の安全対策を強化していきます。

② 飲酒運転の根絶

村独自の標語、ポスターの公募等を行い、飲酒運転をしない環境を整備します。

③ 交通ルール教室の実施

学校だけでなく、地域全体に向けた講話等を実施し、村独自の標語、ポスターの公募等を行い、交通事故に遭わない心構えや交通ルールの意識高揚に努めます。

(3) 安心・安全な地域づくり

村民はもとより、観光客にとっても安心・安全が実感できる地域づくりを村民の参加で行います。

<施策の概要>

① マリンレジャーの安全性向上

トップシーズンにおけるライフセーバーの体制強化を図り、マリンスポーツのルール作りを検討しながら、水難事故防止に繋げ、安全で安心な観光地を目指します。

② 応急手当等の知識の普及

水難事故や人命救助の際の応急手当の知識を得るために、事業所や関係機関に呼びかけて講習を実施し事故防止に努めます。

③ 防犯意識の高揚

事故や犯罪の少ない地域ではありますが、夏場は様々な人の出入りがあるため、村内の防犯意識を高めます。

4 かけ橋は交通・情報ネットワーク

毎年約 12 万人が利用し、村民にとって重要なライフラインである海上交通の利便性を向上させる試みに終わりはありません。

村の発展には、陸上・海上における交通の連携が必要不可欠であり、スムーズな乗り継ぎを提供するため、交通網の整備を図り、さらに航空路線の復活に努め慶良間空港の有効活用を図ります。また、本村の玄関口である港及び主要道路の整備を進めていきます。

情報通信についてはネットワークの高速化がこれまで以上に求められてい

るため、高速通信回線の整備を目指し、沖縄本島と格差のない情報通信網の構築に努めます。

(1) 交通利便性の向上

本村の重要な交通手段である船舶運航の見直しを行い、同時に新造船の建造を検討します。また、陸上、空路と連携し、利用者がスムーズに移動できるような環境を構築します。

陸上、海上、また空路においても交通弱者に配慮し、地域のニーズに適應した公共交通の維持確保に努め、交通ネットワークの拡充に取り組みます。

<施策の概要>

① 航路事業のサービス向上

村民、観光客が快適に利用できるように、船舶運賃の改正や職員の接遇マナー向上に努め、トップシーズンのチケット販売における混雑解消、外国語対応案内など新たなサービスの展開を行います。また新造船の建造を検討します。

② 村内陸上公共交通の整備

座間味島での村営バスの増便など体制を強化するとともに、阿嘉島、慶留間島を結ぶ公共交通機関の整備を検討し、陸上公共交通の利便性向上を図ります。

③ 陸と海と空が連携した交通手段の確立

村民、観光客の移動手段を強化するため、天候や海況の変化に対応できる陸上、海上、空路が連携したダイヤの策定に努め、利便性向上を図ります。

④ 各集落内車両進入制限の検討

村全域道路において住民意見を取り入れながら、状況に応じて車両通行の制限を検討し、生活道路のよりよい環境づくりに努めます。

(2) 道路の整備

村道や林道の危険箇所や、優先順位の高い箇所から順に整備を進めるとともに、橋梁の老朽化に伴う改修を検討し、村民が安心して快適に移動できる道路整備に努めます。

<施策の概要>

① 幹線の整備

村道座間味阿佐線を最優先とし、その他の主要道路においても整備を検討し安心して通行できる道路の確保に努めます。

② 危険個所の補修

村内全域における車道、歩道の危険個所の調査を実施し、緊急を要するものから補修整備を行います。

③ 長寿命化の実施

道路や橋梁の老朽化が深刻なことから、長寿命化を実施し、計画的な改良に努めます。

④ 林道及び避難道路の整備

景観のよい林道整備に努め、災害時における避難道路を確保するため、旧道の舗装や避難用看板などの設置を検討していきます。

(3) 港の整備及び空港の有効活用

本村の玄関口である港の利便性向上のための施設整備や、漁港として役割を果たせるような機能の充実を図ります。また県内外からのプレジャーボート等のゲストバス整備を県に強く要望します。

空の交通手段としての空路開拓に向け、県や関係機関と連携し利用拡大を図ります。

<施策の概要>

① 港の利便性向上

本村の玄関口である港において、雨天時における不便の解消を図るために屋根付き道路の設置を県に強く要望します。また、景観を維持するため廃船の撤去等と呼びかけます。

② 泊港の安全性・利便性向上

泊港内における歩行スペース、浮き桟橋設置等利便性、安全性の向上に向けて県、那覇港管理組合へ働きかけていきます。

③ 航空路線の誘致検討

新たな顧客確保へ慶良間空港を活用し、航空路線のPRを含め空港利用の活性化を推進します。

④ ゲストバス整備の推進

県内外から訪れる人はもとより住民の自家用船の停泊場所を確保す

るため、ゲストバースの整備を県へ強く要望していきます。

(4) 情報ネットワークの充実

本村の観光事業所の多くは零細であり、実態として宣伝に予算はかけられません。そこで村民は、早期からホームページやメールの活用に着目し、情報通信の活用により顧客を獲得してきました。しかし、座間味島の ADSL と阿嘉島・慶留間島の FWA(無線ブロードバンド)という村内二つのネットワーク格差が問題視され安定した高速回線が求められています。高速大容量のインターネットなくしては、観光産業の伸長も望めません。情報化社会に遅れをとることのない高速通信回線(光回線)を整備し、誰もが世界に向けて情報発信できる環境を構築します。

<施策の概要>

① 高速ブロードバンドの実現

情報化社会に遅れをとることのない高速通信回線(光回線)を近隣離島町村と連携し、実現に向けて国や県に強く要望していきます。

② 村内の無線ネットワーク整備

現代社会の中で、情報取得、発信は必須であり誰もがいつでもどこでも情報を入力活用できる環境構築を推進していきます。

③ 携帯電話の利用エリア拡大

陸域、海域ともに電波受信ができるエリアを拡大できるよう各携帯会社に働きかけアンテナ整備を推進します。

④ テレビの無線化

将来的に村内広範囲でテレビを視聴できる環境を整備するため、関係機関に働きかけ無線化を推進していきます。

5 子どもは島の宝！

急速な少子化が進むなか、本村の年少人口も徐々に減少しつつあります。子どもや家庭及び地域を取り巻く環境の変化に対応すべく、これまで子育て支援対策として、各種事業の公費負担、助成制度の拡大など多様な取り組みを実施してきました。

また、離島のうえ一村三島という地理的状况に加え、保育所の無設置、専

門の医療機関がないことや高校進学等においては親元を離れるために、保護者の経済的負担が課題となっています。

次世代を担う子どもたちの健やかな成長を支え、子育てに伴う喜びが実感できる地域づくりや体制の充実を図り、子どもの笑顔を絶やさない村を目指します。

(1)座間味こどもプランの推進

本村の次世代育成支援行動計画に基づき、子どもたちの可能性を最大限に伸ばし、一人ひとりがのびのびと健やかに育つことができる、地域一体となった子育て支援を行い、子どもが成長していく喜びを共有できる活力のある村づくりを目指します。

<施策の概要>

① 本島学生寮設置に向けての取り組み

本島との二重生活での経済的負担軽減や、子どもが安心して学習できるような環境を整備するために沖縄本島での離島学生寮の建設に向けて県に働きかけます。

② ワーク・ライフ・バランスの実現に向けての支援

働きながら、女性が子どもを産み育てられるよう託児所の設置や、幼稚園における延長保育を検討します。

③ 安全・安心な遊び場づくり

遊具の補修や公園の整備を行い、各集落内の遊び場の確保に努めます。

④ 安心して子どもを産み、育てるための支援

育児相談を充実させるほか、産前産後の母親の健康を支援する事業の実施や不妊治療への助成等を検討し、安心して出産ができる環境づくりを整備していきます。

(2)定住促進に向けて

子育て環境向上のため、空き家等を有効利用できる仕組みなどの住環境の整備や、助成制度の見直しを行い、ニーズに合った村独自の新たな制度を検討します。また医療支援、経済的支援の充実に努め、安心して子どもを産み育てる環境づくりに取り組みます。

＜施策の概要＞

① 公営住宅の整備

住宅事情を考慮し、村営のみならず県営も含めた住宅の整備を検討し、若者が島に戻りやすい環境を整えていきます。

② 定住促進のための各種助成制度の拡充

現在の助成制度の継続を行うとともに、新たな助成制度を検討し住民の経済的、精神的負担を軽減し住み良い環境を整えます。

③ Uターン支援補助の検討

Uターンを決断させる職業や住宅の情報提供や、Uターンに係る費用補助制度を検討し若者が戻りやすい環境整備に努めます。

環境の保全

美しい自然と生活が共生する村づくり

本村は美しい自然と亜熱帯ならではの穏やかな気候に恵まれており、陸域の大部分及び周辺海域は沖縄海岸国定公園に指定され、海域公園地区はラムサール条約湿地に登録されているなど世界的にも貴重な環境で村が形成されています。こうした自然環境を保全・保護し、さらに魅力あるものとして次世代に引き継ぐために、村民が役割と責任を自覚し、行動することが求められています。

誰もが訪れたいくなるような美しい自然と集落の景観を保持すると同時に、そこに住民の生活環境を調和させるため、行政は資源の循環的利用や廃棄物の適正な処理を推進し、村民は不法投棄など景観破壊につながる行為のない村づくりに努めなくてはなりません。

これまで、自然にやさしい快適な住民生活環境を充実させるため、下水道整備を急務として推進して来ましたが、全世帯接続の早期実現が求められます。

また、近年は濁水による制限給水が長期にわたって続き、村民生活に支障をきたしてきましたが、水道水の安定供給は産業振興と村民生活の基本。安心な水を安定して供給できるよう施設整備等を進めていきます。

1 自然と調和した村づくり

本村はラムサール条約に登録されている海域をはじめ沖縄海岸国定公園に指定されており、陸域も天然記念物ケラマジカなどの野生動物が生息することから、自然と調和した村づくりに努めてきました。

海の青と島の緑が織りなす自然景観、三島の歴史や文化を感じることできる集落景観等それぞれの特性を生かし、この豊かな環境の適正利用に努めることが重要です。環境容量を超えた活動等によって失われた本村らしい自然の再生を推進し、一人ひとりが誇りと愛着の持てる地域を創造するとともに、誰もが快適に暮らせる、人と環境に優しい村づくりに取り組みます。

(1)世界に誇る自然環境の保全

世界に誇る自然を次世代に継承するため、組織作りや自然保護思想の普及に努め、意識の高揚を図ります。さらに、環境保全につながる各種イベントの開催や自然とのふれあいの場をつくり、自然をより一層身近なものとしていきます。

<施策の概要>

① 天然記念物などの希少動植物との共生に必要なルールづくり

先進地事例を参考にしながら、本村での調査研究を推進し、食害などの対策を含めたルールをつくり、共生を目指します。

② エコツーリズム推進法

魅力的な地域資源(陸域・海域)を永続的に提供できるよう、推進法のもとでの活用を図ります。

③ 保全活動の推進

村民、事業者、行政等のすべての主体がそれぞれの立場に応じた役割分担のもと、積極的な参加に向け、自主的な活動の促進及び普及・啓発活動を推進します。

④ 自然環境保護イベント開催の検討

環境保護イベントの開催を検討し、村民・観光客に貴重な自然とふれあいの場をつくり、村の自然をより身近なものとして伝え、自然保護に努めます。

⑤ 村ネイチャーセンター(仮称)の設置

「ウミガメと里海を守る会」、「ざまみイルカ会」「座間味野鳥CLUB」な

ど、住民による自然環境団体の発足が相次ぎ、標本や多くの画像データなど研究成果も蓄積されています。さらにホエールウォッチング協会のIDなどこれまでのネイチャー・コンテンツを展示するセンター機能設置を目指し、まずは公共施設のコーナー展開からスタートします。阿嘉の子どもたちによるケラマジカなどの研究報告など本村ならではの教育成果もあわせて展示します。

(2) 南の離島ならではの景観保持

本村の集落は赤瓦やサンゴ礁の石垣が自然に調和した景観を有していました。この伝統的な景観の消滅を食い止める一方で、モクマオウの繁茂など外来種をおびやかす外来植物の駆除と、花木を活用した全島緑化に努めることで、観光客にとって魅力あふれ、村民にとっては心安らぎ、地域の誇りにつながる景観づくりに努めます。

<施策の概要>

① 集落内花いっぱい運動

地域環境美化支援事業の強化やボランティア事業を推進し、1世帯1鉢運動の検討や公共施設、公用地または遊休地等を利用した運動を促進します。

② 在来種を脅かす有害外来生物への対策

外来種(動植物)の繁殖実態調査を行い、在来生物への影響を未然に防止するため関係機関と協力し対策を講じます。

③ 電線類の埋設及びソーラー街路灯設置の検討

電話、電気線等の地中化を検討し、景観の向上を目指します。

また、防犯安全対策及び景観保全を意識した太陽光によるフットライトの設置を検討します。

④ 古民家再生事業、景観条例の検討

赤瓦や屋敷の石垣等昔ながらの景観を維持するため、修繕や保存に係る補助の検討や、村の景観を維持向上するための条例の制定を検討します。

2 資源循環型社会の構築

本村で発生するゴミの量は年々減少傾向にあり、ゴミの分別化も進んでいることから、更なる減量化や再資源化を図り、循環型の村を目指します。

また、漂着ゴミ問題をはじめ、放置ゴミ、不法投棄が見受けられ観光地としての課題となっています。自ら景観を損なう行為のない村づくりのため、村民意識の啓発や、村内全域にわたり不法投棄やポイ捨てのできない環境づくりに努めます。

さらに、地球環境に配慮したクリーンエネルギー（自然に影響を及ぼさないエネルギー）の利用促進を図ることで、環境先進地を目指します。

(1) 適切な廃棄物処理

本村の焼却ゴミは、那覇市・南風原町環境施設組合の協力により沖縄本島において処理が行われていますが、今後も焼却ゴミ処理については最重要課題として取り組んで行く必要があります。

また、資源ゴミのリサイクルや漂着ゴミの回収処理等、ゴミの減量化や再資源化及び処理を含めた仕組みづくりに努め、廃棄物を極力少なくすると同時に廃棄物による景観破壊のない村を目指します。

< 施策の概要 >

① 廃棄物処理の広域化

効率的な廃棄物処理を行うため広域的処理の検討を行い、県や南部市町村と広域化の検討を行います。

② 3Rの強化（廃棄物の抑制、再利用、再資源化）

廃棄物の排出を抑制し、循環的な利用による減量化とともに、持続可能な循環型社会の構築と3Rを通してゴミのない村を目指します。

③ 不法投棄・放置ゴミ対策

車両や船舶、電化製品の投棄や放置が見受けられるため、村民への周知徹底指導を強化するとともに、罰則等を含めた制度や、景観整備を行います。

④ 漂着ゴミ対策

他国からの漂着ゴミが多いため国・県と協力し、周辺国への注意喚起を積極的に働きかける一方で、村民による海岸清掃の支援や積極的な活動を行える環境づくりに努めます。

⑤ 廃船処理支援の検討

使用済自動車海上輸送費補助同様な村独自の廃船処理支援制度を検討し、持ち主への指導周知を図ります。

(2) クリーンエネルギーの活用

本村の今後のエネルギー確保についてはクリーンエネルギーの導入促進を図ります。また、行政と各家庭、事業者が協力した省エネへの取り組みを実施していきます。

<施策の概要>

① 支援制度導入の検討

太陽光設備等への助成や設置に必要な支援制度の導入に努めます。

② 新エネルギーの実証実験の検討

民間事業者と協力した風力、潮流、波力、地熱等新エネルギーへの実証実験を検討します。

③ 公共施設等への省エネルギー設備検討

公共施設への省エネ機器導入や、公用車のエコカー導入など省エネ化を推進します。

④ 再生エネルギーの利活用の検討

食用廃油等を再利用し燃料化への検討を行います。

また、太陽光のみならず、風力、水力、バイオマスなど、再生可能エネルギーに関して調査を実施し、本村に適した施策が展開できるよう検討していきます。

3 安心・安全な生活環境づくり

村民生活の基盤となる生活水の安定供給を行うため、新たな水源を確保する一方で、限られた水資源の有効活用により節水に努めます。

また、下水道接続率の向上により生活環境の改善と環境負荷低減を図り、汚泥の堆肥化による農地還元等の環境に配慮した処理を進めます。村民の生活衛生の充実を図り、快適に安心して安全で暮らせる住み良い村づくりを

目指します。

(1) 水道水の安定供給

夏場の観光入域客数の増加と少雨傾向を原因として、平成 14 年から 9 年連続で制限給水を行うなど本村では渇水が続き、水道水の確保及び安定供給が急務となっています。新たな水源の確保に努め、自然水利用も促進しながら節水意識の向上を図ります。また、今後の基盤整備のため水道事業経営の効率化や維持管理体制を強化するために、水道事業の広域化を県に働きかけ、安価で安定した水の供給を目指します。

<施策の概要>

① 海水淡水化事業

村民・観光客へ安全な水を安定して供給できるよう、海水淡水化事業の拡充に努めます。

② ダム基盤整備の検討

関係機器が老朽化しているため、基盤整備を県に働きかけ、安定した水を供給できるよう検討します。

③ 水道事業の広域化

本村の水道事業の現状を把握し、効率的な運営を図り村民に安価に水を提供するため広域化を推進します。

④ 下水処理水の再利用の検討

生活環境の改善と水洗化の推進を図ると同時に、農地還元など再利用へ向けて検討を行います。

⑤ 水源確保対策(雨水等)及び水質の向上

公共施設には雨水タンク・地下タンクを設置し、民間設置の助成制度導入を検討します。また水質向上のため適切な管理運営に努めます。

(2) 観光地にふさわしい環境衛生

本村の生活排水処理の形態は、公共下水道と浄化槽による処理となっており、下水道への未接続家庭・事業所の生活雑排水は未処理のまま河川へ放流されています。さらなる水質改善に努めるため、下水道への接続を促進し、処理後の汚泥を堆肥化し農地還元等の処理を推進しながら、様々な生活衛生向上のための仕組みづくりに努めます。

また、観光地として好ましくないカラスの繁殖やヌカカ対策、犬やネコの飼い主マナー向上にも取り組みます。

＜施策の概要＞

①有害鳥獣、害虫駆除対策

カラス等の有害鳥獣によるゴミ散乱や農作物被害及びヌカカ等の害虫による人的被害を防止するため、関係機関と連携し効率的な対策を積極的に推進します。

② ペットのマナー指導(制度導入)

飼い主を対象に、飼育方法や習性に関する講習会を開催し、マナーの向上を図るための啓発活動に努めます。また、集合狂犬病予防注射事業を実施するとともに、法令に基づき犬の登録や死亡、譲渡等の各種届出についての啓発に努めます。

③ 汚泥堆肥化の推進

再資源化・再利用を目的とし、し尿や浄化槽汚泥を下水汚泥とともに堆肥化して有効活用を推進します。

④ 下水道接続、生活污水の衛生的な処理体制の構築

下水道事業の整備促進をさらに図り、施設の延命と維持管理を適正に行い、経費の削減に努めます。

参考資料

■座間味村の財務状況	67
■第三次総合計画の評価と課題抽出	76
■第四次総合計画審議会設置要綱	92
■第四次総合計画審議会幹事会設置要綱	94
■第四次総合計画プロジェクトチーム設置規程	95
■審議会委員等名簿	96
■答 申	97

座間味村の財務状況

1 座間味村の概要



住基人口（平成23年3月31日現在）：898人
 類型：I-2
 地域指定：離島・過疎・辺地・農山村・農業振興

平成22年度決算
 歳入：15億3,000万円
 歳出：13億5,100万円
 実質収支額：1億7,700万円
 基金現在高：2億700万円
 財政調整基金：1億800万円
 減価基金：1,700万円
 その他特目基金：8,200万円
 標準財政規模：8億6,300万円
 財政力指数：0.10(H21:0.11、H20:0.12)

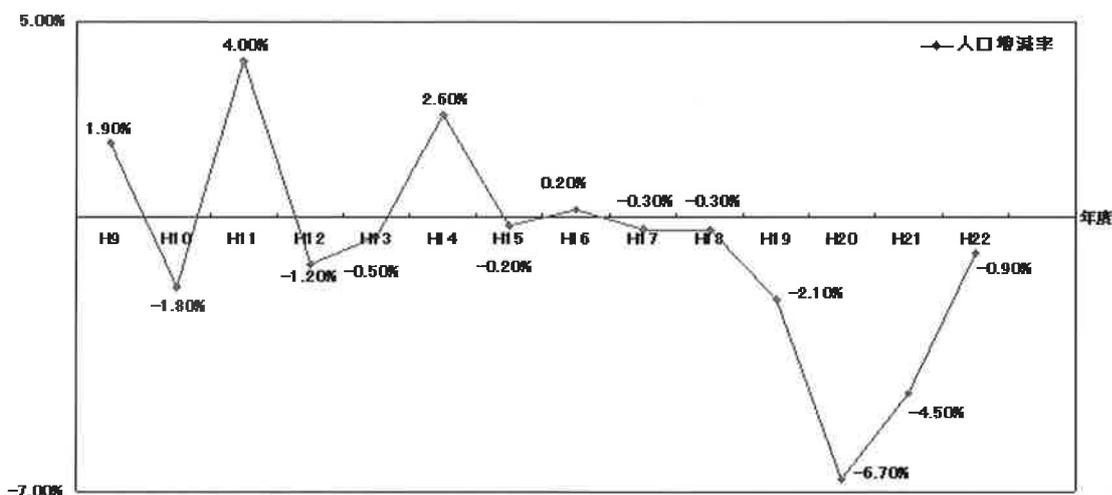
基地の面積
 米国軍：0.0ha(0.0%)
 自衛隊：0.0ha(0.0%)

健全化判断比率

実質赤字比率：－
 連結実質赤字比率：－
 実質公債費比率：25.3%(H21:26.8%、H20:27.4%、H19:28.5%)
 将来負担比率：140.5%(H21:176.1%、H20:216.4%、H19:240.6%)
 資金不足比率：船舶事業特別会計：9.0%(H21:5.7%、H20:2.0%、H19:7.4%)
 簡易水道事業特別会計：0.0%(H21:12.6%、H20:57.2%、H19:92.8%)
 経常収支比率：93.1(H21:97.4、H20:99.0、H19:94.0)

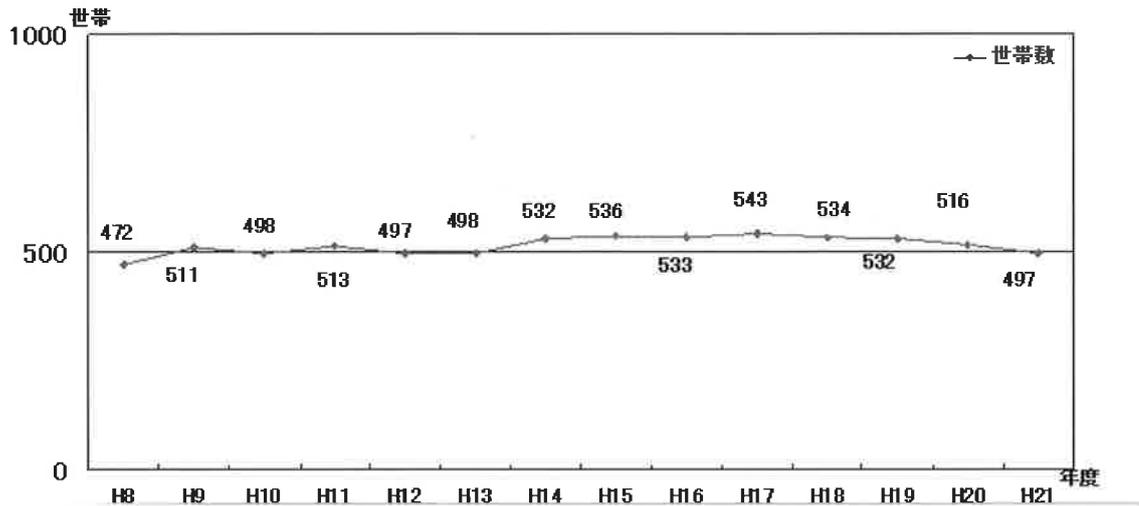
2 人口の増減率

各年度末(平成8年度～平成22年度)人口増減率の推移
 算出方法：(当該年度末人口－前年度末人口) / 前年度末人口



3 世帯数の推移

各年度末(平成8年度～平成21年度)世帯数の推移

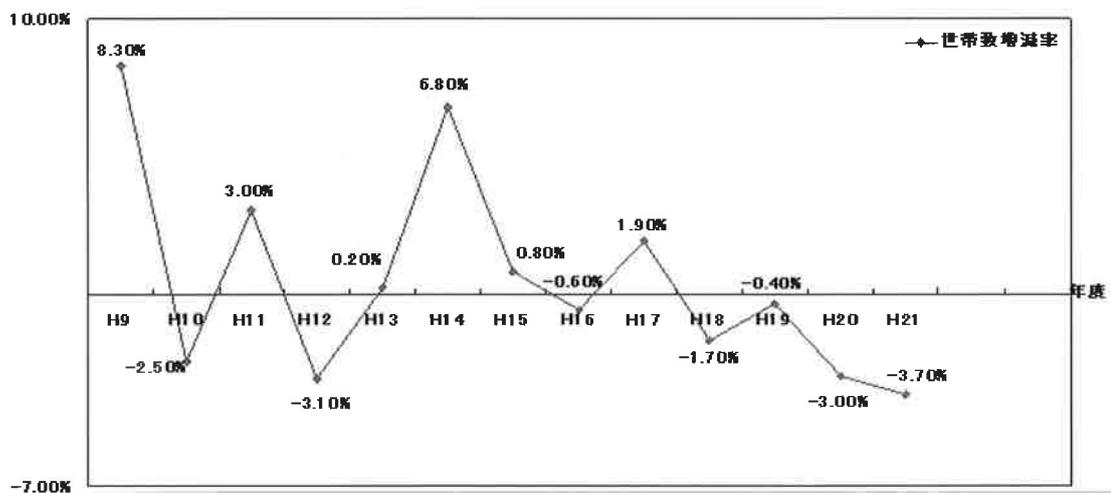


- ◇直近の世帯数のピークは平成17年度だが、世帯数はほぼ横ばいである。
- ◇人口の減少が目立つ平成20年度及び平成21年度において世帯数も比例するように減少傾向となっていることから、単身世帯の減少が人口減少につながっているものと思われる(島外出身者の移動と思われる)。

4 世帯数増減率の推移

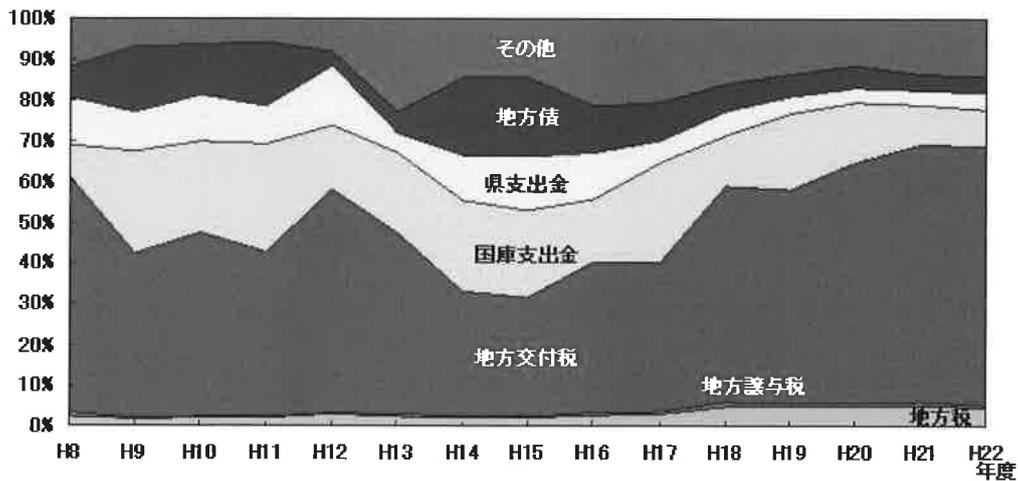
各年度末(平成8年度～平成21年度)世帯数増減率の推移

算出方法：(当該年度末世帯数－前年度末世帯数) / 前年度末世帯数



5 座間味村歳入予算の状況

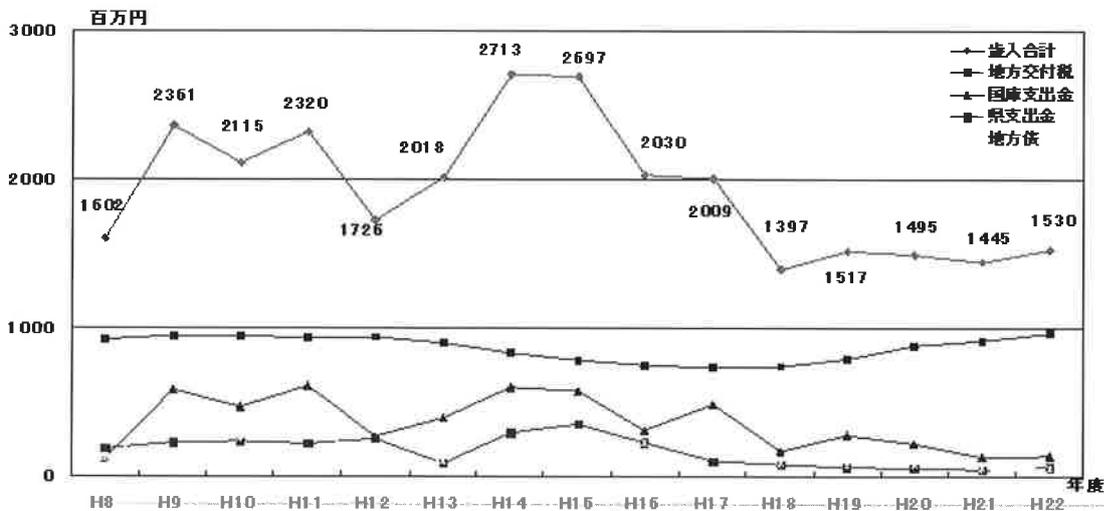
各年度の歳入の状況(平成8年度～平成22年度)



- ◇近年は地方交付税に対する依存割合が高くなる傾向である。
- ◇平成9年度～平成11年度(コミュニティセンター整備事業、阿嘉島ごみ処理施設整備事業)、平成14年度～平成15年度(溶融炉整備事業等)にかけて地方債への依存割合が高い。

6 座間味村歳入決算額の推移

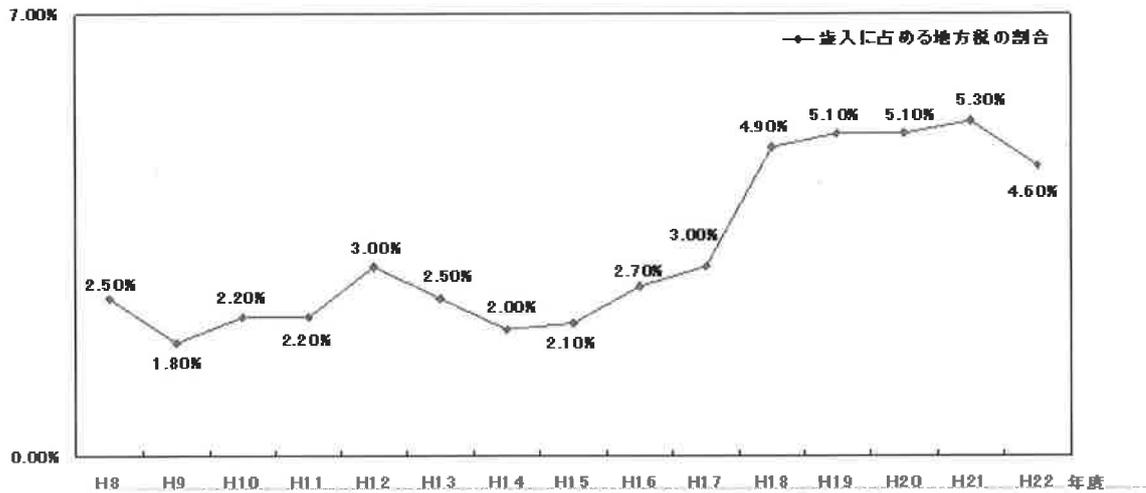
各年度の(平成8年度～平成22年度)歳入決算額の推移



- ◇近年は緩やかに地方交付税が増加している。
- ◇歳入の増減は国庫支出金、県支出金及び地方債の増減にほぼ比例する。

7 歳入に占める地方税の割合推移

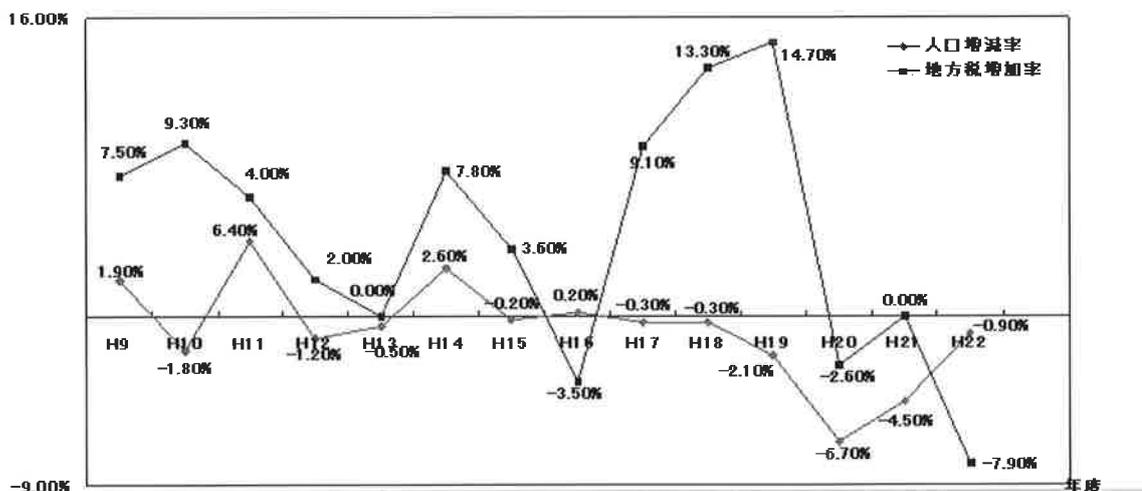
各年度の(平成8年度～平成22年度)歳入に占める地方税の割合の推移
 算出方法：当該年度地方税/当該年度歳入総額



◇平成19年度の地方税増加率は、主として税源移譲が原因。

8 人口増減率と地方税増減額の推移

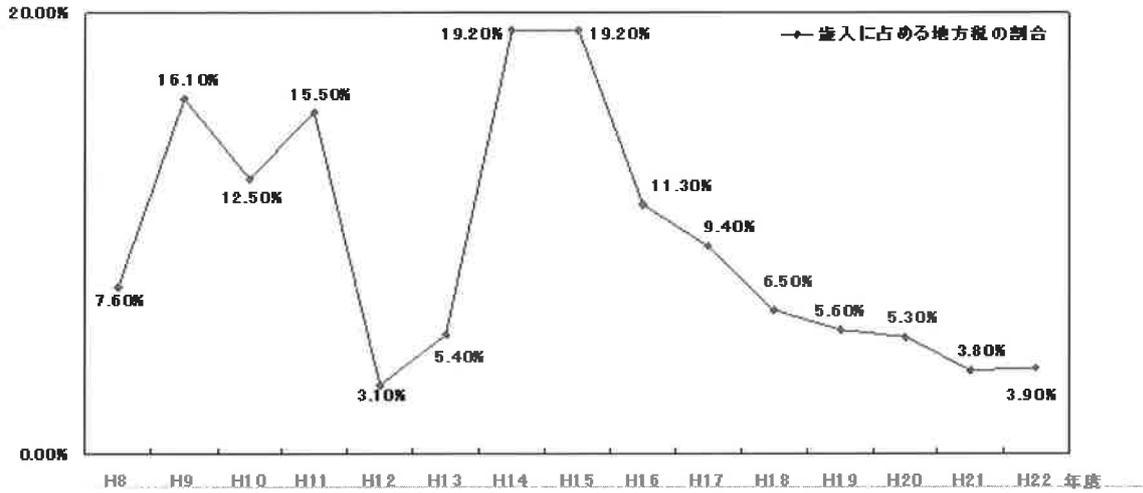
各年度末(平成9年度～平成22年度)人口増減率と地方税増減率の推移



◇平成19年度の地方税増加率は、主として税源移譲が原因。

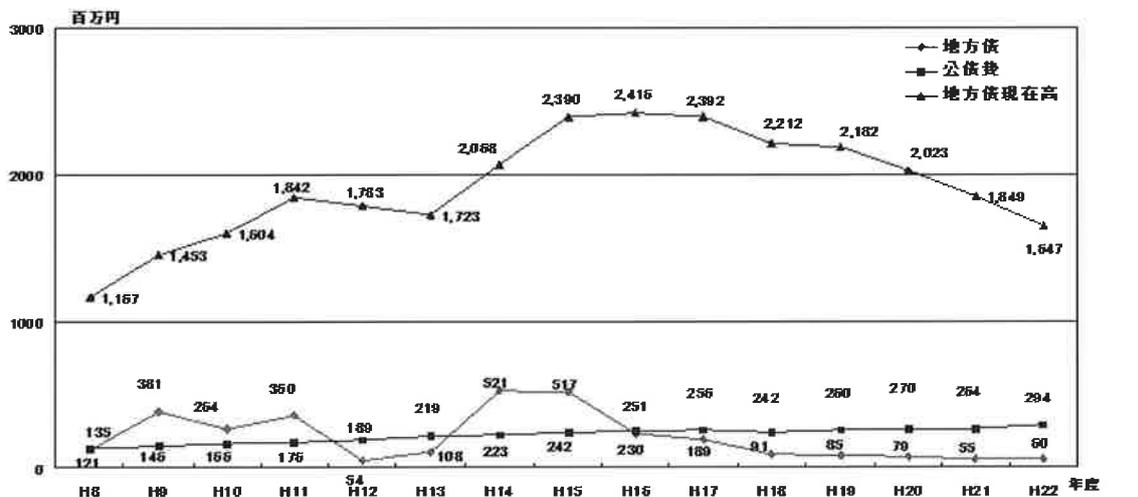
9 歳入に占める地方債の割合推移

各年度の(平成8年度～平成21年度)歳入に占める地方債の割合の推移
 算出方法：当該年度地方債/当該年度歳入総額



10 地方債現在高の推移

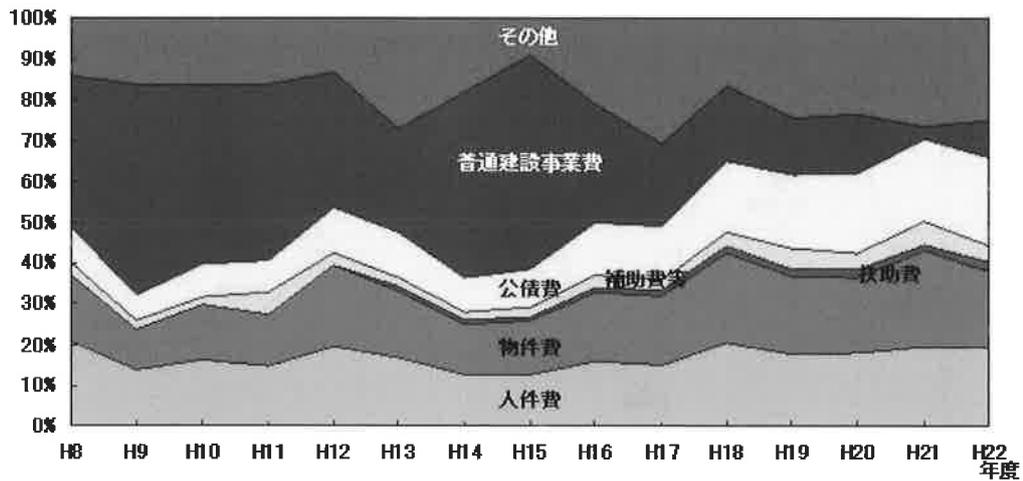
各年度の(平成8年度～平成22年度)地方債現在高の推移



◇地方債発行額のピークは平成14年度(標準財政規模：7億1,600万円、標財規模比73%)。

11 座間味村歳出予算の状況

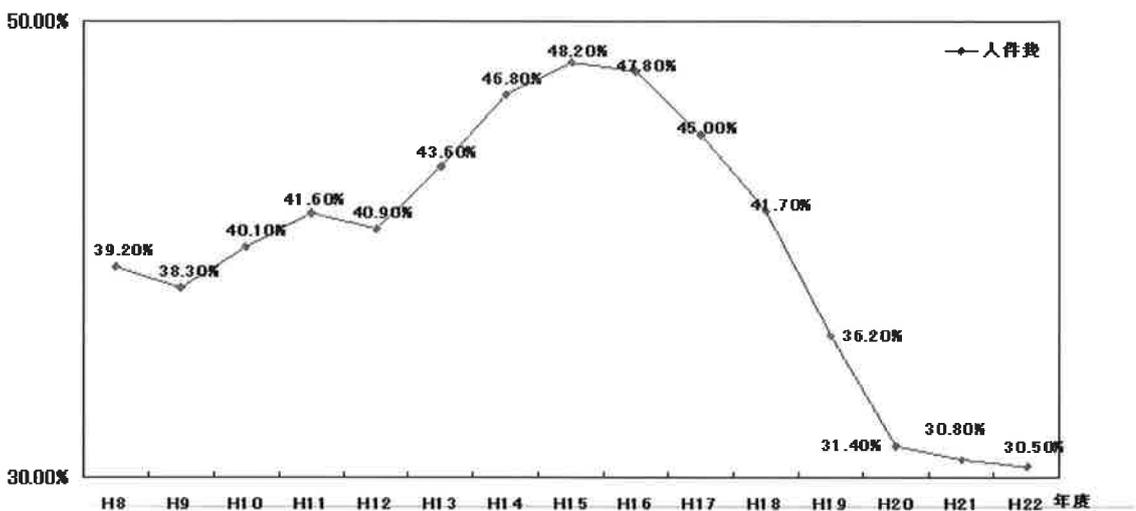
各年度の歳出の状況(平成8年度～平成22年度)



◇近年では普通建設事業費のウェイトが非常に小さくなっている。

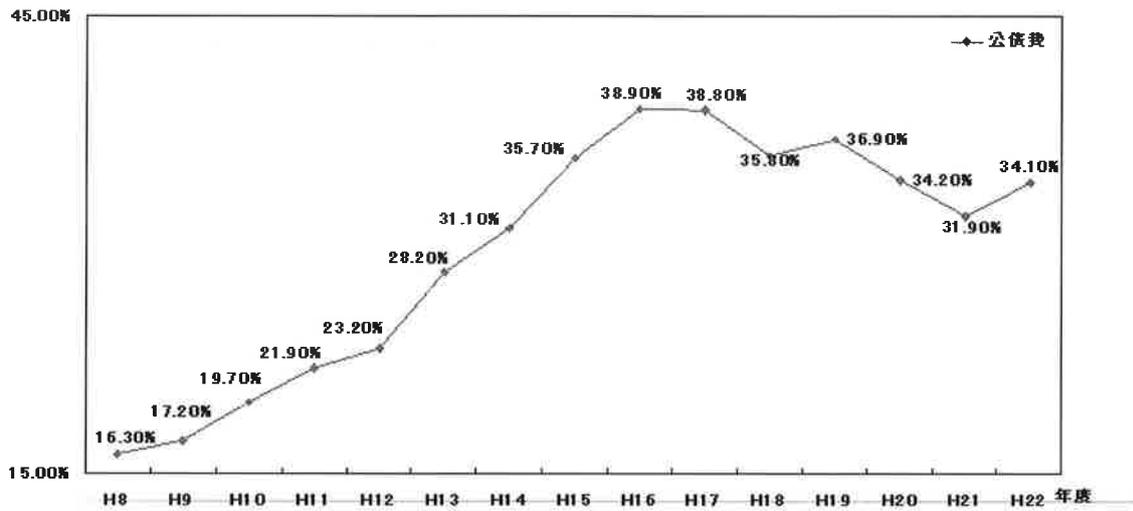
12 人件費の標準財政規模比の推移

人件費の各年度(平成8年度～平成22年度)の標準財政規模比の推移



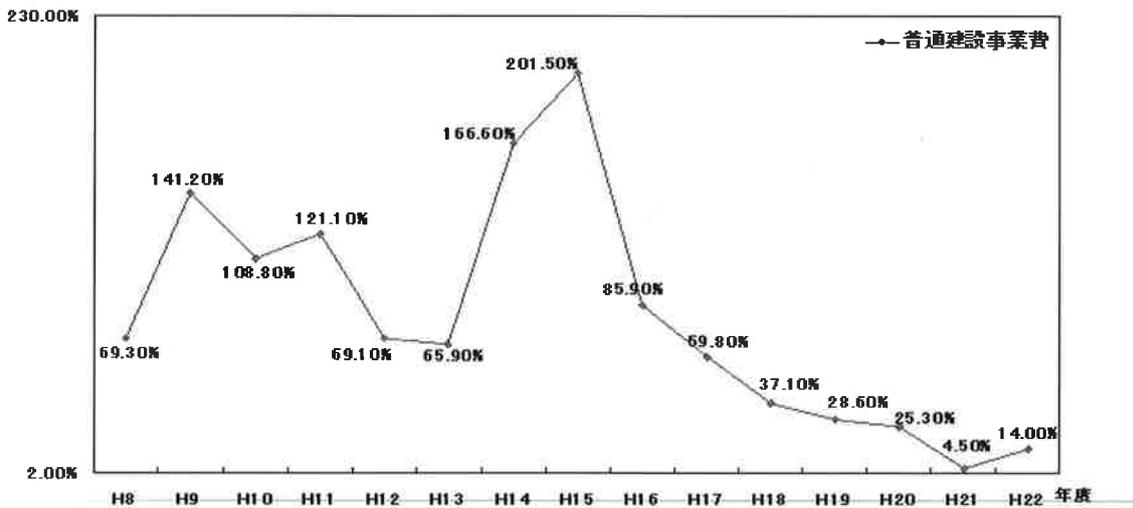
13 公債費の標準財政規模比の推移

公債費の各年度(平成8年度～平成22年度)の標準財政規模比の推移



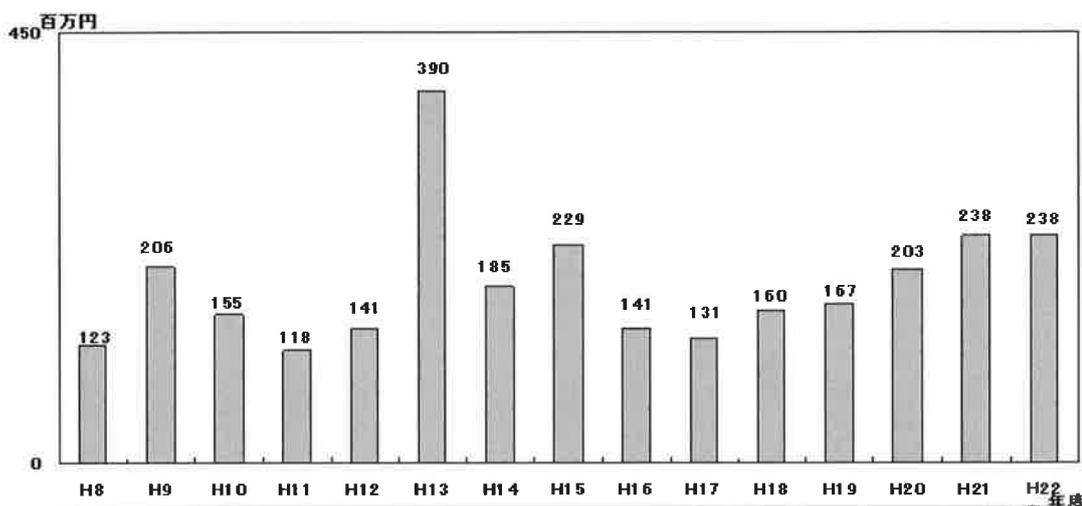
14 普通建設事業の標準財政規模比の推移

普通建設事業費の各年度(平成8年度～平成22年度)の標準財政規模比の推移



15 特別会計への繰出総額の推移

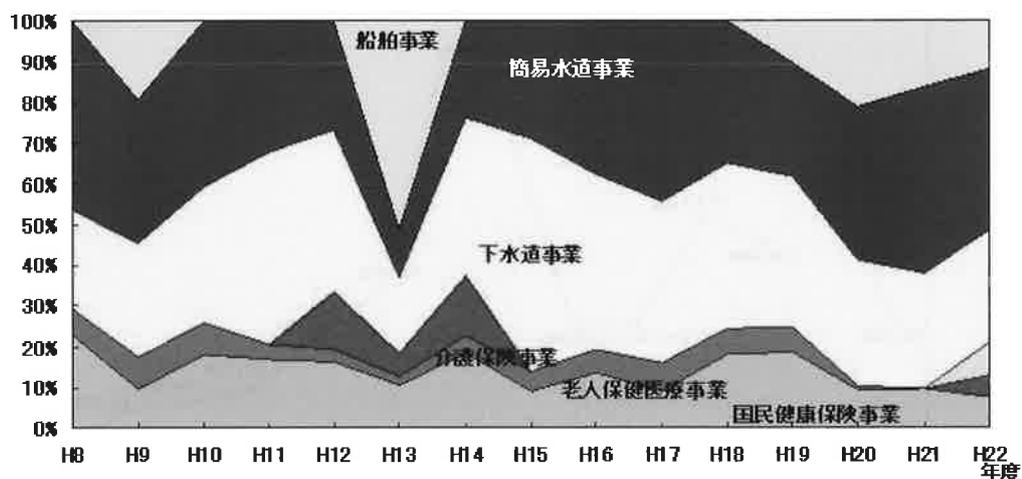
各年度の特別会計への繰出総額の推移(平成8年度～平成22年度)



◇平成17年以降特別会計への繰出額が増加傾向にある。

16 特別会計への繰出の状況

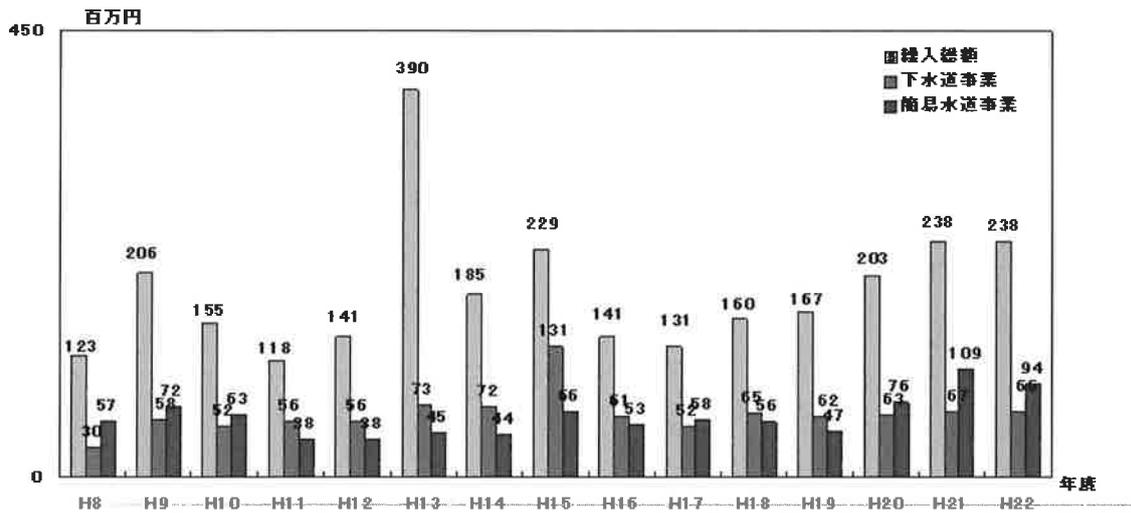
各年度の特別会計への繰出の状況(平成8年度～平成22年度)



◇繰入総額に占める簡易水道事業及び下水道事業に対する繰入割合はコンスタントに大きい。
 ◇近年は船舶事業に対する繰入が発生している。

17 下水道事業及び簡易水道事業の状況

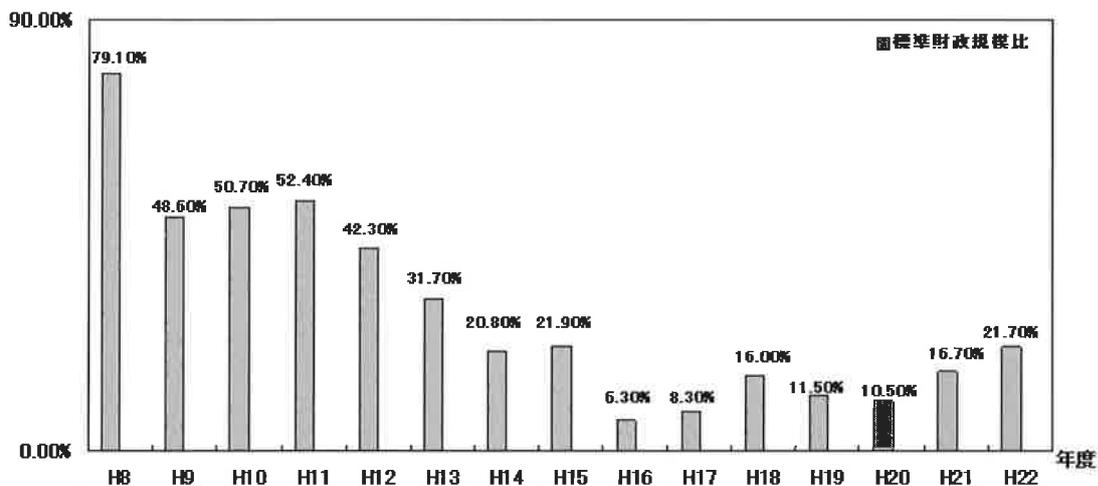
各年度の特別会計への繰出総額と下水道事業及び簡易水道事業に対する繰出額の推移(平成8年度～平成22年度)



◇近年、簡易水道事業に対する繰出額が大きいです。

18 積立金残高の標準財政規模費の推移

各年度の積立金残高の標準財政規模比の推移(平成8年度～平成22年度)



平成22年度決算における沖縄県内市町村の標準財政規模に対する基金残高は39.4%(平成21年度は34.9%。平成21年度全国市町村は33.6%)。座間味村の標準財政規模比基金残高は低い水準である。

第三次総合計画の評価と課題抽出

1 島を活かし守る人としくみの育成

- ◎ 達成している
- ほぼ達成している
- △ 達成しているが、まだ課題がある
- ▲ 課題が多い
- × 達成していない

(1)学校教育の充実と生涯学習の推進		成果	課題
学校教育施設の整備	◎	・情報教育関連の機器の整備 ・情報ネットワーク等の整備	・座間味小中学校の改築 ・給食室の整備
地域拠点施設の整備	◎	・総合センター、各区公民館の活用	・各公民館・総合センター等 生涯学習機会を提供していく 施設への備品等の整備
社会教育施設の整備	○	・総合センター、各区公民館の活用	・中央公民館、資料館等の整備
生涯学習情報の提供	○	・各種講座の展開	・リーダーの育成 ・各種講座等の充実 ・学習発表の機会の充実

【現状と課題】

①今日的な教育課題へ対応した情報関連機器の整備、情報ネットワーク等の整備充実は図られてきたが、老朽校舎の新設増改築の施設整備が遅れている。

②地域住民の生涯学習の拠点として各字公民館・地域総合センター等は活用されているが、多様化した生涯学習機会を提供していくための施設整備や備品等の充実が不十分である。また、時代に対応した多様な学習機会の提供、学習発表の場や交流事業等の展開に課題が残った。

(2)文化遺産の継承と文化の充実		成果	課題
地域文化館の展示施設整備	○	・海洋文化館による海洋文化の紹介	・案内板、説明板の設置 ・資料館等の整備
自然生物の再生	◎	・臨海研究所によるサンゴの保全活動 ・ケラマジカの調査研究 ・ダイビング協会による活動	・調査研究の推進
歴史文化の発掘保全	○	・阿嘉島の獅子舞 ・高良家、阿佐船頭殿石垣の保全	・調査研究の推進
島外文化との交流機会の増大	○	・サバニ帆漕レース ・孀恋交流事業 ・東ティモール受入事業	・文化交流活動への積極的な取り組み
地域固有文化の創造	◎	・サバニ帆漕レース ・ハーリー(ハーレー) ・流れ舟	・調査研究の推進 ・地域文化の積極的な継承と保全

【現状と課題】

- ①村内に残る貴重な自然・文化財や遺跡の適切な保存並び調査・研究には一定の成果はあった。
- ②歴史資料館施設等の整備、文化財周辺における案内板・説明板の設置、文化財の管理体制には課題が残った。
- ③村民の幅広い文化活動を積極的に支援し、地域で受け継がれてきた伝統芸能、伝統文化を継承しつつ、今後も島外文化との交流機会を積極的に推進していく必要がある。

(3)環境教育の実践		成果	課題
環境基本計画等の策定	◎	・エコツアー法 ・自然環境の保全活動 ・楽園ZAMAMIプロジェクト	・調査研究の推進
地域教材による学習強化	◎	・サバニ帆漕レース ・サンゴの観察 ・SPP(サイエンス・パートナーシップ・プロジェクト)	・調査研究の推進
環境インストラクター制度の検討	○	・CONE(自然体験活動推進協議会) ・クジラ博士	・コミュニケーション能力の育成 ・インストラクターの育成
来島者に対する啓発活動	◎	・アイランダー(全国離島のイベント)への参加 ・ルールブックの作成	・情報提供体制の確立 ・学習教材の充実
村外との交流促進	◎	・サンゴ防衛隊 ・オニヒトデ駆除活動	・情報提供体制の確立 ・学習教材の充実

【現状と課題】

- ①行政、関係団体においては身近な自然環境、社会環境を教材として取り上げ自然との共生や循環型社会への取り組み等実践的な環境教育にはある程度の成果が見られる。今後とも、官民一体となった取り組みの強化を図るとともに、人材育成を推進していく必要がある。

(4)情報と人材のネットワーク化		成果	課題
座間味村アイランダーズネットワークの拡充強化	○	・座間味ファンの組織化とデータ化	・特典の検討
村民情報の収集・分析・発信のしくみづくり	◎	・インターネットの整備	・地域情報基盤の整備と高速通信網の整備
人材のデータベース化と政策ブレイン集団づくり	○	・各種プロジェクトチームの立ち上げ	・人材ネットワークの形成

【現状と課題】

①地域産業の活性化、活力ある地域づくりの実現のため、情報通信基盤の整備、情報通信システムの確立は飛躍的な進歩を遂げたが、光ブロードバンドの整備が急務となっている。

②今後、独自性のある村づくりのプロジェクトチームを推進していく。

(5)行財政の再構築		成果	課題
長期財政計画の確立	◎	・健全化計画の策定	・効果的、効率的な財政の運営
事業評価制度の導入の検討	○	・評価制度の確立	・評価制度のさらなる改革
行政改革実施計画の策定	◎	・行政改革実施計画の策定	・行政組織、効率的な組織へのさらなる改革
村民参加のしくみづくり	○	・住民会議の実施 ・住民意見交換会の実施	・対話型公聴会活動の推進 ・積極的な情報公開

【現状と課題】

①平成21年度施行の地方公共団体の財政の健全化に関する法律により「自主努力による財政健全化団体」として位置づけられた。同法律による財政健全化計画書を策定し、同計画に基づく各方策を実施し、当初平成24年度に計画終了予定であったが、1年前倒しの平成23年度決算にて確実な計画終了となる見込みである。

②今後、住民意見交換会等を積極的に開催し、住民参加型の村づくりを目指す必要がある。

(6)交通のネットワーク強化		成果	課題
村外との交通アクセス強化 (船舶の高速・安全、快適性向上)	◎	・浮き桟橋の整備 ・旅客ターミナルの整備	・空港の活用 ・新造船の検討 ・旅客ターミナルの機能の充実
村内交通機関の整備	◎	・村内航路の運行	
島内交通の充実 (阿嘉・座間味架橋の整備)	▲	・計画は以前にあった	・計画の検討
島内交通の充実 (道路の整備)	○	・村道座間味阿真線、慶留間 阿嘉線の整備	・村道座間味阿佐線の整備
島内交通の充実 (ミニバス等交通機関の整備検討)	○	・公共交通の運行 (座間味島)	・阿嘉～慶留間間の運行

【現状と課題】

①海上交通の安全性確保のため浮き桟橋、旅客ターミナル機能整備、座間味～阿嘉間を結ぶ村内航路はある一定の成果を収めたが、雨天時等旅客の安全性・利便性を図る屋根付き歩道等の整備が遅れている。

②航空交通の拠点となる慶良間空港の機能が停滞している状況にある。

③道路整備に関しては、慶留間阿嘉線の整備は完了したが、座間味阿佐線の整備が遅れており、今後の重要課題となっている。

④住民の足となる公共交通として座間味島路線バスは、平成23年度より供用開始したが、阿嘉～慶留間間の整備が課題となっている。

(7)島の安らぎと安全の強化		成果	課題
社会福祉の向上 (地域福祉)	◎	・ショートステイの実施 ・青年会等各種団体の活動	・NPO法人化への取り組み ・福祉施設の充実
児童の健全育成支援 (エンゼルプランの策定)	◎	・子どもプランの策定	・保育サービス提供体制の 確立 ・延長保育の実現
児童の健全育成支援 (母子福祉)	◎	・船賃の免除 ・祝い金制度の確立	・関係機関との連携 ・福祉制度の周知と活用
児童の健全育成支援 (障害者福祉)	◎	・在宅福祉サービスの実施	・バリアフリー化の充実 ・福祉施設の整備拡充
消防・防災・救急体制の拡充 (防犯・防災・消防機能の拡充)	○	・救急車両の整備 ・消防団員の増員	・水難事故を防ぐための安全 対策
消防・防災・救急体制の拡充 (救急体制の強化)	○	・緊急連絡網の整備	・設備の機能強化

【現状と課題】

①老人福祉・障害者福祉の向上、子育て支援等に関してはボランティアや子どもプランの策定等によりある程度の成果が見られるが、施設の機能充実、関係機関との連携の強化や専門的な人材の育成、人材の確保等の遅れにより、きめ細かなサービス体制に課題が残っているのが現状である。

②消防体制においても、設備の機能充実、専門的な人材の育成、確保に課題が多いのが現状である。

2 島の環境を維持するための自然エネルギーの活用

- ◎ 達成している
- ほぼ達成している
- △ 達成しているが、まだ課題がある
- ▲ 課題が多い
- × 達成していない

(1)島のエネルギーの活用推進		成果	課題
風力発電、太陽エネルギー活用の可能性検討	▲	・検討のみ	・自然エネルギーに関する事業導入の検討
エコカー、エコステーション導入検討	△	・公用車の導入	・風力、太陽光発電システムの導入検討
経済的支援の検討	▲	・検討のみ	・各種助成、融資制度の研究等
住民への啓発活動	○	・プロジェクトチーム (楽園ZAMAMIの立上げ)	・住民への啓発活動 ・環境保全行動計画の策定

【現状と課題】

①風力・太陽エネルギー等活用推進とエコカー、エコステーションの導入の取り組みは必要だが、本村財政や個人への大きな経済負担となることから国・県の動向を踏まえ慎重に進める必要がある。

(2)省エネルギー化の試み		成果	課題
土地利用の適性化検討	▲	・堆肥の活用計画	・土地利用計画の策定
自然環境と共生する集落や住宅づくり推進	▲	・検討のみ	・自然環境と共生する集落づくり計画の策定
森林の保全育成	○	・造林事業の実施	・森林保全育成計画の策定
集落及び建物の緑化推進	○	・学校、各種団体による活動	・集落及び建物の緑化推進計画の策定

【現状と課題】

①自然環境と共生する集落づくりの計画の策定、省エネに通じる建物等緑化指針や具体的な緑化手法の普及啓発が全くなされていない状況にある。

②自然の風や太陽を有効利用する環境共生型集落形成を促進し、総合的な省エネルギー化を官民一体となって実施していく必要がある。

3 島の地域資源の活用

- ◎ 達成している
- ほぼ達成している
- △ 達成しているが、まだ課題がある
- ▲ 課題が多い
- × 達成していない

(1) 地域資源の保全・活用の体系化		成果	課題
土地利用の計画策定	△	・農地の保護	・観光地として、海域も含めたゾーニングの提案が必要
地域資源の調査と活用計画	○	・楽園ZAMAMI、エコツアー ・全体構想策定に際しての調査	・地域資源を有効に活用する土地利用計画の策定
海洋資源の保持対策	◎	・ホエールウォッチングの自主ルール、ダイビング休息区域の設定	
集落資源の再生	○	・高良家、阿佐船頭殿等の文化財修繕	・自然、歴史、文化資源の保全及び継続的発展的な活用方針の策定
エコツアープログラム・ガイドの育成	○	・CONEリーダーや自然体験ガイドの育成	・ガイドの活用
環境モニタリングの実施	◎	・阿嘉島臨海研究所、サンゴセンターでの調査 ・ダイビング協会での有害生物駆除活動	・定期的モニタリングの実施 ・発表の場が必要
自然環境、生物の復生・再生・創出	○	・臨海研究所の活動 ・ケラマジカの調査研究	

【現状と課題】

- ① 海域においては地域資源保全ガイドラインの設定にはある程度の成果が見られる。
- ② しかし陸地においては、土地利用計画が策定されていない。
- ③ 地域資源の保全と持続的な活用を推進していくための、研究機関や専門家との連携による定期的な自然環境に対するモニタリングシステムは成果を残した。

(2)人にやさしい共生型地域づくり		成果	課題
生活・滞在環境の整備・保全 (下水道・排水路及び処理システム整備)	◎	・下水道・排水路及び処理システム整備	・下水道接続率の向上
生活・滞在環境の整備・保全 (水資源の確保と水環境の安全)	◎	・簡易水道施設の整備 ・水源地の調査	・海水淡水化施設の整備
生活・滞在環境の整備・保全 (住宅地域の整備と住宅建設)	△	・住宅の高さ制限 (15m以内3階建)	・公営住宅の整備 ・省エネルギー住宅の普及 ・バリアフリー住宅の普及
生活・滞在環境の整備・保全 (墓地公園の整備)	○	・村営墓地公園の整備	・普及活動の強化
ユニバーサル・デザインによる地域環境づくり (ユニバーサル・デザインの導入)	○	・クイーンざまみや一部公共施設エントランス・トイレのバリアフリー化	・障害者が公平に使用できる施設整備
ユニバーサル・デザインによる地域環境づくり (身障者・高齢者に対するガイド、インタープリターの育成)	○	・ホームヘルパー等資格者の育成	・車いすで活動できる観光地づくり ・組織づくり
コミュニティケアの推進	○	・ゆいまーる活動 ・商工会青年部によるおたすけ隊の設置	
保健・医療の充実 (健康づくりの推進)	◎	・医療制度、検診、医療補助の充実	・参加率の向上への取組
保健・医療の充実 (保健・医療施設、体制の充実)	◎	・保健師の充実 ・健康診査 ・健康相談 ・健康教育の実施	・各種保健事業の充実 ・予防対策の充実

【現状と課題】

①公共下水道等の周辺環境や景観に配慮した整備事業は村内3島完了している。今後は公衆衛生の向上を図るため、公共下水道への接続率の向上に努める必要がある。

②増大する水需要に対応した、取水堰や浄水施設の整備拡充に関しては評価できるが、渇水時の対応としての海水淡水化施設の整備が急がれる。

③住宅需要に対応した住宅地造成や、公営住宅の整備が遅れていることから、定住促進を図る上でも大きな課題といえる。

④「座間味村墓地適地調査・調査計画報告書」に基づき、地域の実情や墓地需要動向を勘案し、早急な村営墓地公園の整備が必要である。

⑤ユニバーサルデザインの導入は、高速船クイーンざまみや一部公共施設で導入されているが、観光施設等、障害者が公平に使用できる施設の整備においては今後の課題と言える。

⑥健康づくり活動・予防衛生の充実・母子保健対策の充実等は着実に成果を上げており、今後もこれまで以上に各事業を展開して、子どもから老人まで安心した住みよい村づくりを目指す。

(3) エコツーリズム推進のための運用母体と拠点の整備		成果	課題
エコツーリズムセンター等の整備	△	・エコツーリズム推進協議会の設置	・拠点施設の整備
組織づくりと効果的な運営	○	・座間味村ホエールウォッチング協会	・運営母体と拠点の整備
人材の育成	○	・座間味村ホエールウォッチング協会監視委員の育成	・ガイド、インストラクターの養成
生き物の多様性の保護	○	・ガイドラインの設定 ・プロジェクトチーム (楽園ZAMAMIの立上げ)	・自主ルールの整備

【現状と課題】

①エコツーリズムの推進及び地域資源を保全していく施設等に関しては未整備であるが、組織づくり、人材育成等に関しては、一定の成果を上げている。今後は、組織の一本化を図り機能の充実、情報の共有化等運用母体の確立を図る必要がある。

②エコツー推進法による観光資源の保護に向け、認定の最終段階に入っているが、村内での運営に向けては異なる意見のとりまとめが課題。

4 島の生態系を維持するための廃棄物減量化とリサイクル

- ◎ 達成している
- ほぼ達成している
- △ 達成しているが、まだ課題がある
- ▲ 課題が多い
- × 達成していない

(1)不燃物移入量の低減化		成果	課題
リターナブルビン飲料の奨励	△	・分別、収集日の設定	・リターナブルシステムの確立促進 ・リターナブル飲料の奨励
不燃廃棄物の回収システム構築	○	・缶、ペットボトル、電池等の分別の実施	・システムの再検討
住民・来島者に対する啓発	○	・広報、貼紙、HP活用、船内にての周知	・住民意識の高揚
リターナブルシステムモデル事業の実施	△	・ペットボトルの普及	・リターナブルシステムの確立促進 ・計画の見直し
(2)ゴミ減量化と再資源化の促進		成果	課題
ゴミ分別化の徹底と再利用のしくみづくり	◎	・分別曜日等の見直し	分別、収集等再度の見直し
リサイクル意識の醸成	○	・商工会女性部等の取り組み ・自動車、PC等住民啓発	・再資源化の推進 ・住民ニーズにあった取組みの検討
廃棄物処分のための費用負担の検討	◎	・廃車運賃助成制度	・産業廃棄物処理の自己負担の検討 ・ごみ減量化と再利用

【現状と課題】

- ①ゴミの分別・収集日の設定は村民に対しある程度浸透しているが、廃油処理等に関しては新たなリサイクルの仕組みづくりが必要がある。
- ②来島者に対する啓発活動は今後も継続する必要がある。
- ③焼却施設の健全運営が望まれる。

(3)ゼロエミッションモデル事業の導入		成果	課題
ゼロエミッションモデル事業の導入	△	・3Rの計画	・廃棄物減量化事業の推進 ・リサイクル事業の推進 ・エネルギー源としての廃棄物利用 ・ゼロエミッション総合事業の推進

【現状と課題】

- ①ゼロエミッションモデル事業の導入は実現には至らなかった。
- ②環境に負荷を与えない、環境に優しい島づくりを推進する上で廃棄物減量化事業、リサイクル事業エネルギー源としての廃棄物利用、ゼロエミッション総合事業の取り組みが必要である。

5 環境活用型の産業の形成

- ◎ 達成している
- ほぼ達成している
- △ 達成しているが、まだ課題がある
- ▲ 課題が多い
- × 達成していない

(1) 観光リゾートの振興		成果	課題
街なみ・商店街の整備 (道路の景観・地域景観美化計画の実施)	△	・主要道路の整備	・自然環境と共生する美化計画の策定
商店街形成計画の作成と支援策の検討	○	・座間味港ターミナルでの住民によるお土産品の多種販売	・現時点においては商店街の必要性は無いと思われる
地域農水産物活用のしくみづくり	○	・モズクの養殖 ・パヤオの設置 ・インカのめざめ栽培	・人材の育成、観光産業との連携を図る
観光態様の拡充 (エコツーリズム、グリーンツーリズム等の推進)	○	・エコツーリズム推進協議会の設置 ・商工会の活動	・観光形態の多様化を推進する ・ガイドの育成、確保
観光態様の拡充 (海洋スポーツの振興)	◎	・ダイビング ・シュノーケリング ・シーカヤック	・資格者の育成、確保 ・自然環境の保全
観光基盤の整備 (観光案内のシステムの強化)	◎	・観光案内所の有効活用 ・各種メディアの活用 ・村ホームページの有効活用	・案内板の設置 (日本語・外国語)
観光基盤の整備 (島間案内システムの強化)	◎	・観光案内所の有効活用 ・村ホームページの有効活用 ・村内航路の運航 ・民間バスの運行(団体専用)	
観光基盤の整備 (民宿・ペンションの施設サービスの向上)	○	・お客の送迎 ・地産地消 ・商工会の活動	・宿泊施設の資質の向上 ・講習会の実施 ・県内外への研修
観光基盤の整備 (人材の育成)	○	・先進地視察 ・商工会の活動	・講習会の実施 ・県内外への派遣、研修

【現状と課題】

①インフラ整備等に関しては、ほぼ達成できている。地域観光振興を図るため、交通アクセスをなお一層充実させ、観光地としての魅力を高める観光関連基盤計画及び地産地消を奨励し、観光産業と第一次産業をリンクさせた仕組みが必要である。

②観光ニーズに十分対応していくことができる民間による海洋・陸域の観光メニューの充実並びに観光ガイドやインストラクター等人材育成の支援システムを築く必要がある。

(2) 農林水産業、特産品開発など地域産業の育成		成果	課題
地域産業活性化・創造計画 (農水産業・畜産)	○	・モズクの養殖 ・パヤオの設置 ・インカのめざめ栽培 ・畜産施設の整備	・生産基盤の整備 ・生産技術の指導
地域産品活用計画 (計画づくりと推進組織)	○	・商工会の活動 ・もずくめんやもずくソーセージ等の販売	・活用計画の策定
地域産品活用計画 (拠点の整備)	○	・商工会の活動 ・阿嘉生活改善グループの活動 ・加工センターの整備	・特産品販売センター等の整備
地域産品活用計画 (生産者への啓発と指導・組織化)	○	・離島フェアへの参加 ・全国物産展への参加 ・商工会の活動	・講習会の実施 ・県内外への派遣、研修
特産品開発と流通販売のしくみづくり	○	・商工会の活動	・生産計画の策定 ・流通、販売拠点の整備

【現状と課題】

①農水産物の特産品開発・販売等、観光産業とリンクした複合型産業が依然として課題となっており、民間主導の取り組みによる人材育成支援が急務である。

(3) 環境共生文化産業の創造		成果	課題
情報・通信網の整備	○	・情報、通信網の整備	・光通信の導入
モデル地域の整備・検討	▲	・検討のみ	・検討委員会の設置
人材データバンクの活用	▲	・検討のみ	・人材データバンクの設置
産業振興機構の組織化検討	△	・村役場、村商工会、村漁協の連携	・組織化検討委員会の設置

【現状と課題】

①光ブロードバンドの整備が必要である。

②役場・村商工会・村漁協と、産業振興機構の組織化は整備されてきたが、一層の強化・連携が必要である。

(4)産業の総合化によるザマミブランドの開発		成果	課題
ザマミブランドイメージの構築	○	・慶良間の世界	・検討委員会の設置 ・コーディネイト機能の強化
イメージ使用品の開発と販売戦略の検討	○	・慶良間の世界	・検討委員会の設置 ・住民グループの支援

【現状と課題】

- ①観光産業を核とした複合産業が未整備なことにより、コーディネーター機能が望まれる。
- ②観光産業から波及する産業モデルを検討し、その実現に向けた取り組みが課題となっている。

(5)産業基盤の整備		成果	課題
土づくりの推進	○	・堆肥の活用(ウシ・ヤギ)	・農業委員会の活性化
農業用水の整備	▲	・検討のみ	・県及び関係機関との連携 ・農業生産基盤の整備
遊休地の利用促進	▲	・検討のみ	・土地利用計画の策定 ・農業生産基盤の整備
漁場の保全開発	○	・パヤオの設置 ・養殖事業 ・漁場の設置	・沿岸漁場の整備、保全 ・漁業経営体の育成、強化
漁港及び関連施設の整備	◎	・給油施設の設置 ・製氷施設の設置 ・阿嘉漁港の整備	・漁業協同組合の育成 ・漁業経営体の育成、強化 ・養殖、栽培漁業の基盤整備

【現状と課題】

- ①観光関連産業に比べ産業基盤である農林水産業は、従事者が少ないことから衰退傾向にある。
- ②基盤整備事業が必要である。
- ③水産業の振興に関しては、阿嘉漁港関連施設整備事業が充実してきたが、従事者不足にある。

6 高齢者にとって暮らしやすい環境づくり

- ◎ 達成している
- ほぼ達成している
- △ 達成しているが、まだ課題がある
- ▲ 課題が多い
- × 達成していない

(1) 高齢者が生き生きとくらす島社会のイメージ確立		成果	課題
高齢者ニーズの把握	◎	・実態調査の実施 ・在宅介護支援の実施	・調査内容の検討
高齢者のムラ整備基本計画	○	・介護保険事業計画 ・老人保健福祉計画	・ムラ整備基本計画の策定
コミュニティケア社会のしくみ検討	○	・地域包括支援事業の実施	・内容の検討

【現状と課題】

①人口構成における高齢者比率が上昇している現状のなか、平成12年3月「ひとりひとりが支えあう健康で活力的なむら」を基本理念として、介護保険事業計画、老人保健福祉計画等により高齢者福祉事業は確実に成果を上げている。

②高齢者が住み慣れた地域で、明るく生きがいをもち、安心して暮らせることができる日常生活支援対策計画の見直しを図り、より一層充実した事業を展開する必要がある。

(2) 高齢者が能力を発揮する地域における役割の確立		成果	課題
異世代間交流事業の展開	◎	・グラウンドゴルフ大会、クリスマス会もちつき大会等の実施 ・幼稚園との交流会	・交流事業の実施 ・参加率の向上 ・多彩な企画
ゆいまーの復活と活用	○	・老人クラブへの支援 ・在宅介護支援の実施	・福祉人材の養成と確保 ・老人クラブと他団体との連携
高齢者によるしまおこしセンターの整備	△	・検討のみ	・検討委員会の設置
高齢者農業の検討	○	・地域包括支援にて薬草づくり等の実施 ・給食センター等への販売	・検討委員会の設置 ・就業機会の仕組みづくり

【現状と課題】

① 高齢者が能力を発揮する地域における役割の確立に関しては、福祉人材の育成と人材の確保等の遅れにより、課題が多い。

② 異世代間交流事業、軽スポーツ事業等の展開により、生活習慣の中に定着させた健康づくりは成果を上げてきているが、多彩な企画、参加率の向上が今後の課題となっている。

③ 各地域で生きがいをもって暮らしていくことができるよう、就業環境、文化、交流を含めた生きがい対策の充実を図る必要がある。福祉系職員においては介護福祉士やケアマネージャーの資格の取得等、成果を上げているが資格を生かしながら安定した収入を得る場がない。

高齢者が生き生きと暮らすしまの基盤の充実		成果	課題
高齢者にやさしい施設づくり	○	・コミュニティセンター、各区公民館、保健センターの解放 ・社協を中心とした在宅介護支援の実施	・保健センター及び地域公民館等の機能拡充
高齢者対応住宅づくり	○	・社協による住宅改修	・ユニバーサルデザインの導入
交通システムの確立	◎	・福祉車両購入 ・村内航路バリアフリー	・那覇での浮き桟橋不備による乗り降りの不便

【現状と課題】

① 介護及び生活支援を必要とする高齢者が、安心して生活できるような生活環境整備においては、公共施設・公共交通機関に関して十分ではないが少しずつ向上している。

② 各地域の公共施設の機能充実が今後の大きな課題となっている。公共機関においては座間味島にコミュニティバスが無料で運行する等高齢者の交通システムが確立された。

(4)健康と福祉を支えるしくみづくり		成果	課題
地域と福祉を支えるしくみづくり	◎	・会食会の実施 ・地域包括ケア推進協議会の実施 ・ゆいまーる事業の実施	・福祉ネットワーク等の組織づくり ・プログラム及び内容の充実
健康と福祉を支えるマンパワーの充実・育成	◎	・商工会青年部等によるたすけ隊の設置 ・ホームヘルパー養成講座実施	・人材の育成と確保
健康づくりの強化	◎	・介護予防、栄養改善教室の実施 ・きつちゃき予防教室の実施	・軽スポーツの実施 ・講習会の実施
健康と生活をまもるしくみづくり(介護保険の効果的運用)	◎	・配食等による独居世帯の見回り ・高齢者世帯の把握及び巡回相談	・各区において、ボランティア等による見回り等の啓発普及
健康と生活をまもるしくみづくり(施設等の体系的整備)	○	・各公民館等の活用	・各施設のバリアフリー化の検討 ・検討委員会の設置
スポーツ・レクリエーションの機能の充実	◎	・自発的活動 ・渡嘉敷村との交流事業 ・ボランティアスクールの実施(中学生)	・多彩なレクリエーションの提供 ・講習会の実施 ・ボランティアの育成確保

【現状と課題】

①健康と福祉を支えるしくみづくりに関しては、行政では地域包括ケア推進協議会、ゆいまーる事業の実施、介護予防、栄養改善教室等の実施、地域では商工会青年部によるたすけ隊事業の展開、学校においては、ボランティアスクール等の実施により、高齢者を取り巻く環境整備に理解が深まっている。

座間味村第4次総合計画審議会設置要綱

平成23年2月1日

要綱第1号

(目的)

第1条 この要綱は、本村の目指すべき将来の姿を描き村づくりの目標を明確にするため座間味村第4次総合計画（以下「総合計画」という。）の策定及び実施にあたり必要となるべき事柄について協議するために、座間味村総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について協議を行なう。

- (1) 総合計画の策定及び審議に関すること
- (2) その他総合計画の推進に関すること

(組織)

第3条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 商工関係者
- (2) 農水関係者
- (3) 議会関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 地域住民代表者
- (6) 福祉関係者
- (7) 前各号に定める者のほか、村長が認める者

2 前項の委員は、非常勤とする。

(役員)

第4条 審議会に次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長

2 役員は委員の互選により選出する。

(役員職務)

第5条 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(委員の任期)

第6条 委嘱の任期は平成23年4月1日から業務の完了する日までとする。ただし、欠員が生じた場合における後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集する。

2 委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを召集しなければならない。

3 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第8条 会議は、必要に応じて会長が召集する。ただし、最初の審議会は、村長が召集する。

2 審議会は、在任委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議長は、会長がこれに当たる。

4 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(委員以外の者の出席)

第9条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の識見を有する者その他関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(幹事会)

第10条 審議会に提案する必要な事項について協議又は調整するため、審議会に幹事会を置く。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬)

第11条 審議会の委員は、報酬を受けることができる。

2 前項に定める報酬の支給方法は座間味村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第2条の規定に基づく。

(庶務)

第12条 審議会の庶務は、総務課において行なう。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

座間味村第4次総合計画幹事会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、座間味村第4次総合計画審議会設置要綱（以下「要綱」という。）第10条の規定に基づき、座間味村第4次総合計画幹事会（以下「幹事会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、座間味村第4次総合計画審議会会長（以下「会長」という。）の指示を受け、座間味村第4次総合計画審議会に提案する必要な事項について、協議又は調整するものとする。

(幹事)

第3条 幹事は、村長部局課長級及び教育委員会課長職にあるものをもって充てる。

2 幹事会に幹事長1名及び副幹事長1名を置く。

3 幹事長及び副幹事長は、互選により選出する。

(会議)

第4条 幹事会の会議（以下「会議」という。）は、幹事長が必要に応じて開催する。

(会議の運営)

第5条 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

(プロジェクトチーム)

第6条 総合計画策定及び実施に関する事務を処理するため、座間味村行政組織規則第5条により幹事会にプロジェクトチームを置く。

2 プロジェクトチームの組織及び運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

(専門部会)

第7条 幹事会は、必要に応じて専門部会を設置することができる。

2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

(関係者の出席)

第8条 幹事会は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第9条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について、会長に報告するものとする。

(庶務)

第10条 幹事会の庶務は、総務課において行なう。

(補足)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、幹事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

座間味村第4次総合計画プロジェクトチーム設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、座間味村第4次総合計画幹事会設置要綱（以下「要綱」という。）第6条の規定に基づき、座間味村第4次総合計画プロジェクトチーム（以下「チーム」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 チームは、座間味村行政組織規則第5条の規定に基づき座間味村第4次総合計画の企画、立案を行うものとする。

2 チームは、座間味村第4次総合計画幹事長（以下「幹事長」という。）の指示を受け、座間味村第4次総合計画幹事会に提案する必要な事項について企画、立案するものとする。

(組織)

第3条 チームは、座間味村行政組織規則第5条の規定に基づき村長が任命する。

- 2 チームに総括1名及び副総括1名を置く。
- 3 総括及び副総括は村長が任命する。
- 4 総括及び副総括以外の職員（以下「構成員」という。）をもって構成する。
- 5 総括、副総括及び構成員は、現所属のまま、該当チームの事務に従事するものとする。
- 6 チームは、分野ごとに組織し、班長1名及び副班長1名を置く。
- 7 班長及び副班長は互選により選出する。

(会議及び運営)

第4条 総括は、チームの円滑な運営を図るとともに、業務の調整及び進行管理に資するため、定期又は必要に応じ臨時に会議を召集することができる。

- 2 副総括は、総括を補佐し、総括に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 定例会を月1回開催する。
- 4 その他必要に応じて臨時に会議を開催する。

(関係者の出席)

第5条 総括は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第6条 総括は、チームの協議経過及び結果について、幹事長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 チームの庶務は、総務課において行う。

(補足)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、総括が別に定める。

附則

この附則は、平成23年4月1日から施行する。

座間味村第4次総合計画審議会委員			
	役職名	氏名	備考
1	商工会会長	宮平 安弘	
2	学識経験者(学校長代表)	濱元 朝純	
3	議会副議長	宮里 祐司	
4	教育委員長	市村 志津子	
5	座間味区長	宮里 芳和	
6	阿佐区長	清水 鈴枝	
7	阿真区長	糸嶺 勇	
8	阿嘉区長	喜屋武 栄弘	
9	慶留間区長	中村 学	
10	農業委員会会長	石川 栄美	
11	漁業協同組合会長	高江洲 英夫	
12	社会福祉協議会会長	垣花 康雄	
13	老人クラブ会長(代表)	平田 文雄	
14	婦人会会長(代表)	宮崎 愉理	
15	青年会会長(代表)	前田 正樹	

座間味村第4次総合計画幹事会			
1	政策調整監	垣花 健	
2	総務課長	大城 直人	
3	産業振興課長	金城 英幸	
4	住民課長	宮平 真由美	
5	会計課長	金城 英隆	
6	公営企業課長	野崎 康	
7	教育課長	宮村 英美	

座間味村第4次総合計画プロジェクトチーム			
1	産業振興課課長補佐	中村 悟	
2	総務課主事	石川 護	
3	総務課主事	仲宗根 寛	
4	総務課	田中 英理子	
5	総務課主事	高江洲 幸司	
6	産業振興課主任	糸嶺 直生	
7	公営企業課係長	松田 力	
8	住民課主事	宮平 健太	
9	公営企業課主任	中村 勝宏	
10	教育委員会課長補佐	宮平 喜文	
11	社会福祉協議会	金城 貴之	

座総計審会第1号
平成24年3月5日

座間味村長 宮 里 哲 殿

第四次総合計画審議会

会長 宮 平 安 弘

座間味村第四次総合計画について(答申)

平成23年4月12日付け貴殿から諮問のあったみだしのことについて、別添のとおりお答えします。

座間味村第四次総合計画

平成 24 年 4 月

発行：座間味村役場

〒901-3496 沖縄県島尻郡座間味村字座間味 109

<http://www.vill.zamami.okinawa.jp>

編集：総務課

電話 098-987-2311(代表) FAX 098-987-2004

pub-com@vill.zamami.okinawa.jp